

9月9日 民生経済常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和4年9月9日（金） 午前8時57分～午後0時10分 第1委員会室
- 出席議員 野田秀樹、井川敦雄、河本文哉、蓑原美百合、秋山修、前田栄治、津川俊仁
- 欠席議員 なし
- 他の出席を求めた議員 なし
- 執行部職員等 清水産業振興課長、松本観光交流課長、手嶋地域整備課長、杉本環境エネルギー課長、中原農業委員会事務局長、小澤福祉課長、吉岡健康推進課長、
- 議会事務局 大庭局長、福嶋主幹

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 : (8:57)

○井川副委員長

皆さん、おはようございます。開会時間よりも早いですけども、皆さんおそろいでございますので、ただいまより民生経済常任委員会開会させていただきます。

開会に当たりまして、委員長より御挨拶を申し上げます。

2 委員長あいさつ

○野田委員長

おはようございます。何とまた11号台風が通過したら、またフィリピンの東側の太平洋で、熱帯低気圧が12号にどうも発達したみたいで、日曜日ぐらいにはどうも沖縄に近づくといいと言われております。今後の進路、大変ちょっと気になるんですけども、去年の7月7日、8日のような災害が起きないことを祈っておる次第です。

それと、新型コロナウイルスオミクロン株、またどうもフィリピン渡航歴のある3人から新たな形が確認されたみたいです。そっちのほうもちょっと気になるんですけども、今もう誰がかかってもおかしくないという状態ですんで、皆さん、通常以上に気をつけていただいて、取りあえずこの9月議会を終了したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3 所管事項について

(1) 福祉課・健康推進課

○野田委員長

それでは、初めに所管事項についてということで、福祉課、健康推進課の決算について、どこどこの、例えば決算書の何ページだとか、そういったことを先に言ってください。質問のある方。

蓑原委員。

○蓑原委員

はい。主要施策の成果のほうの26ページ、福祉課のところなんですけど、26ページの③民生児童委員協議会事業ということで、町協議会委員45名活動補助と、この金額、協議会委員っていうのは民生児童委員のことかなと思うんですが、活動補助の内容をちょっと教えていただけますか。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

御質問にお答えします。民生児童委員会が毎月1回定例会をされてるんですけど、そういうときの研修会の講師の謝金ですとか、それからふだんの活動費、視察研究もされたりするので、そういった活動の費用に対して町のほうから補助金を出しているものであります。それ以上細かい資料をちょっと持ってきてないので、またお答えさせてもらったらなと思いますけど、日頃の定例的な活動に対しての補助金を出してるものであります。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

続けて、同じページの5番の社会福祉協議会補助事業で、成果のところマイクロバス運営維持管理費と配食サービス事業等への補助ということですが、そのマイクロバスもこれは町のマイクロバスを何台の維持費等かをお尋ねしたいし、配食サービス、コロナ禍でどういうふうに対応されたのかちょっと教えていただけますか。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

すみません、マイクロバスの台数もちょっと確認させてください。それから、配食サービスの対応っていうのはどういった意味合いですかね。どういったことをしとるかっていうことですか。

○蓑原委員

いえ。コロナ対応をどうしたか。

○小澤福祉課長

ああ、コロナ対応で、今まではボランティアさんで作っていただいて、配っていたんですけど、それがコロナで作るのも危険だということで、今は業者さんからの弁当を配付していただいとるという形になってます。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

配付っていうのはどなたが配付で、その配食サービス事業の補助っていうのはどこの部分に補助があるわけですか。そのお弁当かその配食のそのものへの補助なのか、そこはどうですか。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

すみません、ちょっとその辺も勉強不足で、ちょっとまた後で回答させてもらえたらと思います。

○蓑原委員

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。井川委員。

○井川副委員長

主要施策の成果の28ページ、29ページになりますけども、3款民生費の1項4目のタクシー利用料助成事業と在宅通院支援事業の関係で、その在宅支援事業の関係でタクシー利用による病院送迎の助成を行うというふうにあるんですけども、このタクシー、1番のタクシーの利用チケット、これ高齢者や障がい者等の方にも出してるんですけども、もちろん在宅通院支援事業のタクシー利用の病院送迎の助成っていうのは、どういう格好でやられるのか教えてください。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

この在宅支援のほうは、対象が要支援、要介護の認定を受けている方ということで、対象が絞られてます。それから、とにかく使用については通院という形の用途だけに補助が出ると。補助の仕組みについては、距離に応じて補助が出る仕組みになっております。何キロで、何キロから何キロまでは何円とかっていうことで、そういった形で支援をしているものであります。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

分かりました。結構です。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

同じく主要施策の成果の29ページの②在宅通院支援事業のことなんですけど、この通院に当たって途中下車っていうことは可能なものですか。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

通院ですので、途中下車っていうのはあまり想定をしてないですけど、それが病院から病院なら使えるとは、あ、ごめんなさい、確認してからお答えさせてください。多分オーケーなんではないかなと思うんですけど、あの、そうですね、ちょっとそれも聞いてから。途中下車っていうのは例えば買物とかっていう意味ですかね。

○蓑原委員

はい。

○小澤福祉課長

それは駄目ですね。とにかくこの用途は病院、自宅から病院の通いですので、もしそういう買物のときはタクシー利用助成を使ってくださいということになっております。目的が通院ということで、はっきりこちらは決まっています。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

タクシー会社へのそういう、こういう事項は駄目ですよとかっていう連絡はされてますか。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

もちろん、目的はきちっと伝えてしております。やはり年間の中にはちょっと違った使い方っていうのが、チェックすると出てくるときがあるので、そういったときはちょっと返してもらったりとか、そういったことはさせてもらっておりますので、その都度、指導っていうのは、当然継続事業なので、ずっと確認はしてるんですけど、何かちょっと違った使い方があったときには当然、タクシー会社に連絡させてもらって、正しい使い方を指導させてもらいますし、当然、利用者の方にもお金を返してもらったりということがあったときには、利用者の方にもこういった利用でしか使えないんですよとか、こういう使い方してくださいねっていうことで、都度そういう話はさせてもらっております。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

ちょっと地域の方から、何かこういうことが見受けられたけどどうかいなっていう声を聞いたもので、また確認っていうか、指導を徹底していただけたらと思います。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

指導はしっかりしていきたいと思います。もし何かお気づきの点があったら、隨時言っていたらと、ちょっとそういったタクシー会社にも連絡したいと思いますので、また教えていただけたらと思います。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

主要施策の成果の28ページの⑤老人クラブ補助金事業のことなんですけど、ここは最低、最低と言いますか、10人から補助金対象というふうに表はなってるんですが、10人以下の場合はどうなっておりますでしょうか。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

そうですね、ちょっと確認させてほしいんですが、多分クラブ自体が10人からということで、団体としてっていう縛りがあるんでないかと思うんですけど、ちょっと、まず10人以下のクラブにはお金は出てないのは間違いないんですけど、10人以下でもクラブができるかどうかっていうのはちょっと確認してまたお答えさせてもらえたらと思います。

○蓑原委員

ありがとうございます。

○野田委員長

そのほかございませんか。

前田委員。

○前田委員

主要施策の成果の32ページが一番上の地域包括支援センターの事業費でゼロ円なんです。講師が、講師というか、呼べなかったというか、講演できなかったということで聞いたんですけど、こっちの決算書のほうを見ると、地域包括支援センター事業費っていう名前では一切ないので、この事業費がゼロ、何かほかに載っとりゃええんですけど、ゼロ円で成果があったっていうふうに書いてあるのが、ちょっと違和感が非常にあって、まあ地域包括支援センターの事業としては、仕事をしとんなくてこういうことをしとんなんですけど、何かこのゼロ円で成果がありましたっていうのが非常にちょっと書き方としてどうなのかなと。どういう話、監査委員とも話して作んなったでしょうけど、どういうふうに、何かほかになかったんですか、載せ方が。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

実は町長からもその辺は指摘を受けていまして、ただ、実際に事業自体は介護保険特会のほうで支出して、いろんな予防教室とか、たくさんの事業はさせてもらってるんですけど、結局ここでの支出科目はそういった講師の謝金という部分の少ない金額しかないんで、それができなかったのでもゼロはゼロになってしまうので、どうしようもなくこういう形になるんですけど、事業自体はたくさん、包括支援センターは日頃の相談本当に高齢者の方の対応を日々させてもらってますので、ただ、執行してないものをなかなか上げようがないんですけど、ここを出さんとここの相談事業もちょうと件数も出せないですし、非常に事業はたくさんしてるんですけど、こういった形でやむなくこうなった形になっておりますけど。すみません。

○前田委員

分かってやっているということですね、分かりました。

○野田委員長

そのほかございませんか。井川委員。

○井川副委員長

主要施策の成果35ページの母子父子福祉費の②母子福祉事業のところの、ひとり親家庭等学習支援事業で、小学生4年から6年生及び中学生に対して、学習機会を提供する学習支援事業を実施したということがありますけども、学習支援事業の中身ってどういうことか、教えてもらえますか。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

まず、中学生でしたら、週2回行っておまして、学習内容としましては、数学、英語を中心とした個人指導、それからパソコンやタブレットを活用した個別学習、教科書を活用した指導、学校の宿題、定期テスト対策、受験対策を行っております。小学校については、週1回行っておまして、学習内容が、漢字検定または数学検定の対策学習、それから学校の宿題や各自の自由学習、指導教師による独自学習を行っております。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

場所はどこで行われてるのでしょうか。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

中学生につきましては、北条地区につきましては中央公民館、大栄地区につきましては阪本進学教室で行っております。小学校については、ほくほくプラザのほうで行っております。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

本当にこれ、独り親世帯で大変親の方も勉強を見てやるということができないんで、そういうことをしていただけることは本当にいいことですので、またどんどんやっていただければと思います。以上です。

○小澤福祉課長

ありがとうございます。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

続きまして、主要施策の成果43ページ、4款衛生費の①母子衛生事業の中の43ページの下段なんですけども、妊婦歯科健診、ふしめ歯科検診で、それぞれ妊婦の方対象は、対象者に対して受診者が48人で約半数の52.7%と、それからふしめ検診でそれぞれ20代から70代のその節目のときに、対象者が1,020人で受診者が86人、これ8.4%という非常に少ない、いい制度なんですけども、少ない受診者率ということになっておりますけども、大体この特にふしめ歯科検診は毎年こういう、低レベルといえますか、少ない受診率なのでしょうか。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

実はこれでも上がっているほうなんです。といいますのは、妊婦歯科健診については去年から1人500円補助だったものを全額町負担に変えとります。それから、ふしめ歯科検診も以前は40歳以上で1人500円の負担があったのを、年代ごとに若い年代から区切って負担なしで受診できるように変更して、例えばふしめ検診であつたら、すみません、以前は5%とかつていう年もあったようです。歯科の重要性っていうのは当然、80歳で自分の歯が20本以上あるようになっていうこともありますし、やっぱりその歯科に意識のある方が自分の健康にも意識があるという傾向がどうもあるようです。ですから、町として、国もそうなんですけども、町としては、歯磨き、口腔内の衛生は意識をさせていただくということを常々お願いできたらなということを考えていますので、そうやって無料にしたりということをしとるんですけども、なかなかちょっと伸び悩んでるっていうのは事実ですね。引き続き頑張っていきたいと思います。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

ありがとうございました。ふしめ歯科検診でちょっと聞き逃したんですけども、以前

は40歳以上の方が500円負担しとったが、今は年齢の若い方は全額ですかね。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

40歳以上の方を、毎年、以前は500円は本人負担であとは町が補助するっていう形をずっとやってきとったんですけども、1つは若い頃から歯科検診に関心を持っていただく必要があるんじゃないかということが歯科医師の先生のほうからありまして、そういった方をまず対象にしよう。それから、気安く検診が受けられるようにしようということで、おとしからだったと思いますけども、年代を区切った形で助成の制度を変更しています。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

ちなみに、例えば若いときから受診をしてもらおうということで、ちなみにこの8.4%もこれ高くなったと言われるんですけども、実際その20、30、40、50、60、70代あるんですけども、その年代ごとの受診率っていうのは分かりますでしょうかね。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

ちょっと手元に持っておりませんので、出せるとは思いますので、また後ほど報告させてやってください。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

ちなみに、例えば20代と70代でしたら、受診率っていうのはどちらが高いですか。それは分かりますかね。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

歯科検診の数字、これは私の一方的なちょっと見立てなんですけども、案外意識をされておられる方、歯科に自信がある方が結構受けられる傾向があるというふうに思っております。そうですね、一概には言えませんが、いずれにしても全体では8.6%の数字ですので。初年度の頃は、比較的若い方は受けられるようになったということで、若い方が受診されるのが結構目立ちましたけど、昨年あたりは若干若い方は多いのかもしれないんですけども、そんなに変わらないんじゃないかなというふうにちょっと思っています。ちょっと数字を出さないとやっぱり分かりませんが、出させてください。すみません。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

ありがとうございます。次に行かせてもらいます。

主要施策の成果129ページ、後期高齢者の医療事業特別会計の3番の療養の給付等の内訳というところがあって、成果で療養の給付等は微増したが、生活習慣病予防等の取組

により療養の給付の抑制を図ったということがあるんですけど、この療養の給付は少しは増えとるけども、これは生活習慣病予防等の取組によってその増加率が少なかったと、療養の給付が少なかったというふうな理解でいいんですかね。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

主要施策の成果の書き方に問題があるんでしょうけども、生活習慣病予防の取組を後期高齢の中でしとります。栄養士に健診の結果だとかを見ながら、あるいは過去のデータを見ながら栄養指導だとか、健康指導をしたりする取組をしております。その取組がなければ、もっと上がっていたんじゃないかというのが、町としての考えです。それとは別で、医療費自体は昨年度に比べて伸びとりますけれども、令和元年度に比べたらまだ減とります。医療費自体はかかるようになってとりますので、これもまだ令和元年度に比べたら、コロナの影響での受診控えがまだあるんじゃないかなと思ってます。令和2年度に比べれば若干受診される方が増えたのかなとは思っておりますけども。そうすると、今度はまた令和4年度、5年度になると、コロナが収まったりなんかすると、ちょっと心配だなということも思っておりますが、引き続き生活習慣病対策とかいうことを実施していきたいというふうには考えております。

○井川副委員長

はい。結構です。

○野田委員長

そのほかございませんか。

津川委員。

○津川委員

主要施策の成果43ページの歯科対策です。度々ですみませんが、フッ化物洗口の小学生の分ですが、下にコロナ感染拡大により小学校・こども園とも2月頃から実施を一時中止したって書いてあつですけど、実施回数は令和2年度よりも増えてるんですよ、回数が。じゃあ、令和2年度もやっぱり減らされてこういう回数なのかなということと、小学生の場合は各保護者にフッ化物洗口をするかしないかを申込みをいただくとすると思うんですが、令和2年度については803人の対象者に対して731人、令和3年度が818人に対して742人って、以前のイメージは1割程度の方が受けないというふうな記憶があるんですけど、増えてるんじゃないでしょうか。これはもしかしたら増えてる理由とかがあって増えてるのか、何かその辺の背景と、逆にこども園の年中、年長組は215人に対して215人、206人に対して206人ってことで、こども園のほうでは全員が受けとるというふうな格好になつとるんですけど、これはこれで間違いないんでしょうか。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

まず、小学校の回数が前年度より増えとるとのことなんですけども、令和2年度は、6月か7月ぐらいからの開始だったというふうに思います。令和2年も行事とかで中止になったことがありますので、回数自体は間違いないものだと思っております。あとは、まずこども園の数ですけども、これがこども園のほうから小学校もそうですけども、保護者の承諾を取った上でのフッ化物洗口をしますということですので、間違いないと思います。間違いないですし、小学生についても同様です。その辺について傾

向はということなんですけども、町のほうとすれば、フッ化物洗口に対する保護者のほうの期待だとか信頼があるんじゃないかなというふうには捉えておるところです。

○野田委員長

津川委員よろしいですか。（よろしい）

そのほかございませんか。蓑原委員。

○蓑原委員

主要施策の成果40ページ、①の保健衛生総務事業で、すみません、総務ってなってるので含まれるかなと思うんですけど、公用車の燃料費及び管理費ってなってるんですけども、集中管理ではなくてこの業務に専用の車があるってということなんでしょうか。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

町の公用車の管理は、どこの課も使える、全体が使える公用車を総務課が管理しています。そのほかに例えば健康推進課であったら健診があったり、それから訪問があったり、公用車が埋まってしまうと、行きたくても行けないということが生じないように一応2台確保しております。福祉課もそうですし、地域整備課もそうですし、産業振興課もそうですけども、必要に応じて各課の専用の台数、それから例えば保健師、栄養士がその車で出とったときに私が出たいときには公用車の中から、全体の管理の中から車を借りて出るということにしていますけれども、そこの健康推進課の管理の2台の費用でございます。

○野田委員長

よろしいですか。

○蓑原委員

はい。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

続けてすみません。44ページお願いします。この各種がん検診の表のことなんですけれども、これは統一的なものかも分からないんですけど、ちょっと違和感を覚えたのが、項目に胃とか肺・結核、前立腺っていうのは分かるんですけど、喀たんって、喀たんが何なのかな、何に影響するのかなと思うと、やっぱり肺ってなって喀たんなのかなと思ったりするんですけども、この表はやっぱり統一的なものですか。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

統一的ということではなくて、従来から委員おっしゃられたとおり、肺の中で例えばたばこを吸っとられる方については喀たんをお勧めしとるんで、その方がそのうち何人受けられましたよっていうことを表したものです。その喀たんの状況も表として表の中に出してるということなんです。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

対外的なところもあるので、町独自の表であれば、やっぱり本来の目的に合ったよう

な表のほうを検討していただけたらと思います。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

すみません、本来の目的に合ったってことはどういうふうになればよいでしょうか。

○蓑原委員

えっとすみません、言い方が。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

本来、胃の検査、胃疾患に対してこういう検査をしましたってことであれば、肺のところに区分けして、レントゲン検診とか喀たんというふうにしたほうが分かりやすいんじゃないでしょうか。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

肺の中に下に括弧書きにする。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

表の作成を検討していただければと思います。後でまた。

○野田委員長

そのほかございませんか。

ないようですので、そうしますと補正、条例合わせて。ございませんか。

自分はありません。

河本委員、どうですか。

○河本委員

ないです。

○野田委員長

秋山委員、どうですか。

○秋山委員

ありません。

○野田委員長

じゃあ、以上で福祉課、健康……。

○井川副委員長

その他。その他でいいですか。

○野田委員長

その他。はい。いいです。

井川委員。

○井川副委員長

すみません、ちょっと福祉の関係になると思うんですけど、1点お聞きしたいというのがありまして、先日、日本海新聞にも載ってたんですけども、民生委員さんの成り手

がないということで、私の集落においても、自治会長さんが民生委員さんを探しておられて、なかなか成り手がないというのがあって、これも新聞とかによりますと、いわゆる民生委員さんっていうのは本当にボランティア事業だということで、手当が私はどういう格好で出るとか分かりませんので、ちょっとその民生委員さんになられた方が、例えば活動されたとき、どういう手当と申しますか、出るのか、1点それは初めに教えていただければと思います。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

おっしゃるとおり、民生委員さんはボランティアになりますので、基本報酬っていうのはゼロですけど、代わりに活動費っていうのが出ます。地域内を車で移動したり、それから電話で様子を聞かれたりということはあるので、そういった活動費ということで、町から4万円ちょっとぐらい出ますし、それから県のほうからも6万円程度出ますので、活動費ということで10万円程度は民生委員さんのほうに支給は、支弁というんですかね、しております。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

私、本当でボランティアということで、せめて交通費ぐらいは出るのかと思うけど、10万円というのがそれが高いか安いのかちょっと分かりませんが、もう1点思うのが、なかなかたくないっていうのは、そういう仕事の面とか、例えば日常があっどどっちかっていうと定年退職された方とか、ずっとおうちにおられる方っていうことが、なかなかそういうことは難しいかなと。であれば、これはちょっと聞いた話で公務員扱い、何とか公務員っていうようなことを聞いたんですけども、これは私の聞き間違えなんですか。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

すみません。私もその辺はつきり今、答えれなくて、またちょっと後で答えさせてもらいたと思います。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

それで、そういうのであれば、ある程度そういう報酬的なものもちゃんと町の福祉の予算で組めたらなど。国のほうが出さないのであれば、やっぱり町独自でもそういう福祉的な予算を組んでもらって、民生委員さんのほうに払っていただければなどと思います。いいものはやはり、どっちかっていうと、高齢者の方が高齢者を見守るという格好になってきますんで、なかなか仕事の面でも大変だと思いますし、またなかなか成り手がないということで、できるだけそういう大変な仕事なんですけども、なっただけのよいうな環境づくりというものを、ちょっと考えていただければなどと思います。以上です。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

おっしゃることよく分かるんですけども、これ民生委員のほう、民生委員っていうのはとにかく報酬はなしのボランティアだということで定義がありますので、なかなかそれを、北栄町だけが出すということはできないと思います。それから、公務員の立場というところでは、非常勤特別職の公務員に当たるといったことのようなのです。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

そういう非常勤特別公務員ということですので、先ほども言いましたけれども、やはり若い方でもなっただけ、今、公務員の方でも副業ができるような格好になりますので、そういうことも含めて何らかの対応というものもちょっと考えていただいて、やっぱり高齢者の方が高齢者を見守るじゃなしに、やはり若い方でもそういう仕事になっただけ、やはり幾らボランティアということで、国はそういう制度かもしれませんが、出されんなら町独自で、国がせんからじゃなしに、町として何とかそういう手当も考えていただいて、若い人でも対応できるような格好、当然そういう仕事をすると、お勤めのときには仕事を休まないけんというときに、やはりそういう事業所のほうにも言って、そういう休暇を取って休暇の扱いについても考えていただくということで、何とかそういう環境づくりってものも、北栄町は全国最初にやったんだぞというようにPRできるような格好でもやっていただければと思います。以上です。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

井川委員が言われるお気持ちよく分かりますので、ちょっと私もまだ勉強不足ですので、周辺の市町村とか、県下の活動費の辺が変えられるものなのかって、そういう報酬的なものが出せるものなのかっていう辺はちょっと近隣の状況も聞き、勉強させてもらいながらちょっと調べさせてもらえたらと思います。

○野田委員長

よろしいですか。

○井川副委員長

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、福祉課、健康推進課、終了したいと思います。

○小澤福祉課長

すみません。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

もしできればほかの課が終わった後にちょっと御質問答えられなかった分を調べさせてもらいたいと思いますので、後でお時間いただければと思いますけど。

○野田委員長

以上です。

○小澤福祉課長

ありがとうございました。

(9:37) 【小澤福祉課長、吉岡健康推進課長 退室】

(9:40) 【清水産業振興課長、松本観光交流課長、中原農業委員会事務局長 入室】

(2) 産業振興課・観光交流課、農業委員会

○野田委員長

そうしますと、続けて産業振興課、観光交流課、農業委員会について行いたいと思います。初めに、決算について、質問がある方お願いします。

井川委員。

○井川副委員長

そうしますと、主要施策の成果55ページの農業者年金費の関係。よろしいでしょうか。今の農業者年金の関係で出ておるんですけども、今の農業者年金というのは、この年金加入率、加入どのぐらい。これ実際、新農業者年金令和3年度54名、そのうち3名とか旧農業者年金12名、この54名農業者年金加入者というのを、これは北栄町の農家、農業者年金、いわゆる農業者がおられて加入される方が、加入できる方が何人あって、この今、加入者が54人と。加入率を聞きますが、どのぐらいなのでしょう。

○野田委員長

中原局長。

○中原農業委員会事務局長

農業者年金の加入ができる方というのが、農業をされていらっしゃって、国民年金に加入していらっしゃる方で、60歳以下の方という形になりますんで、正確ではないんですけども、250名程度推進をする方がいらっしゃるように把握はしています。推進をする方ですので、入っていらっしゃる54名の方以外に240名ぐらいは入れるんじゃないかなという方がいらっしゃるといふふうには認識しています。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

ということは、ざっと計算、ですので、200名程度の方は加入がないよということなんですけど、実際農業者年金があって、入っていて、変な話、入れられない理由というのはどうして入れられない、私、話を聞くと入ってよかったですよって意見を聞くんですけども、なぜ入れられないかなというのがちょっとそれなんですけど、それ何か理由はありますでしょうか。

○野田委員長

中原局長。

○中原農業委員会事務局長

農業者年金に加入をこれから、大体10月ぐらいから加入を推進をしていくんですけども、委員さんのお話を聞くと、皆さんのお宅を回っていろんな話をするんですが、自分はそれだけの所得がないからとかいうことで、加入されないと言われる方もいらっしゃるようですし、なかなかまだ以前の農業者年金が強制加入だった時代のことが、親御さんのほうが頭にあって、あまり農業者年金いいイメージ持っていらっしゃらない方もあるという話も聞いています。ただ、現在の農業者年金については確定拠出型年金という形になりますので、自分でためたものを将来年金として受け取れるというものですので、今、若い方が特に新規就農される方に私はよく言うんですが、私が入れるなら入り

たいって思うぐらい、いい年金です、実は。という形ですので、そういったことをもつと農業者の方に、若い方に伝えていきたいなというふうには考えているところです。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

局長さん自体も入りたいというようないい年金でしたら、やはり特に新規就農者の方とか、若者にどんどん勧めていって加入していただくようなことをやっていただければというふうに思います。じゃあ、ちょっと次に行かせていただきます。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

次の56ページなんですけども、農業振興費の②ブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業の成果で、機械導入の支援を行って栽培面積の拡大につながったというふうに、文章では書いてあるんですけど、この文章だけでは大体どれだけ面積が増えたのか、例えば10アールが50アールになったのか、例えば1町だったのが2町になったのか、面積拡大につながったと、面積の拡大、どの程度従前よりも広がったのかということについて教えてください。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

質問についてお答えしたいんですけども、今、面積の具体的な拡大面積、令和3年度の拡大面積がどれだけ広がったっていうのは持ってませんので、後から答えさせていただきたいと思います。ただ、ブロッコリー新たな産地の品目として取り組んでいくということがある中で、記載の機械導入を支援させていただきました。以上です。

○野田委員長

よろしいですか。井川委員。

○井川副委員長

ならよろしく願いをいたします。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

続けてすみません。65ページの気象災害等対策費の中の3番、緊急防除支援事業。昨年このジャンボタニシの関係でいろいろ問題があったんですけども、今年についてジャンボタニシは、ちょっとこれ令和3年度の決算とは関係ないですけども、今年のジャンボタニシの影響というものはどういう状況なんでしょうか。教えてください。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。今年度の状況でありますけども、町内一斉に一つの課題としてジャンボタニシの対策協議会等も開きながら、地元の生産者の皆さんと力を合わせて取り組んでおるところです。その中で、生産者の皆さんの秋耕うん、それから実際の苗が植えられてからの防除、薬剤防除でありますとか、あとは入ってこないようにする水口ネット等の取組で、被害がほとんどありません。実際にならおらんのかといえば、水路のとこ

にはピンク色の卵はありますので、おるのはおるんですけども、被害としてはあまりない、令和4年度っていう状況です。以上です。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

今年なかったということで安心しておりますけれども、やっぱりそういう対策というものはずっと毎年行ってこそ効果がありますので、今年、これから稲の刈取り終わりますけれども、その終わった後の秋の耕うん事業等についても十分周知をして、来年度また同じようなジャンボタニシの被害がないように、これはしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

承知しました。やはり、地域で取り組んでいくってことが大切だと思います。行政だけ取り組んどっても駄目ですし、生産者の皆さんと対策の機運を盛り上げていくことに努めてまいりますので、よろしく願いします。

○井川副委員長

以上です。

○野田委員長

よろしいですか。

そのジャンボタニシのことなんですけども、例えばうちの自治会なんかちょうど倉吉との境にありまして、昨年かなり危機感を持ったわけなんですけども、やはり行政と相談して取水口に網を張ったり、ずっと調査しとります。確かに北栄町とそれから倉吉市の間の水路には今年もたくさんピンクの卵がありました。それも昨年雪のこともあってかなり雪が降ったもんで、それで死滅したということも考えられると思いますが、やはり実際倉吉市なんかと隣接しとる北条小学校周り、中学校周り、それから土下の生産者はかなり自分らで危機感を持って、行政に相談しながらやっておりますんで、その辺は今後は以前みたいなことはないと思いますんで、井川委員その辺のことも頭に入れておいてください。

そのほかございませんか。蓑原委員。

○蓑原委員

主要施策の70ページをお願いします。⑨のほくほくカードのところなんですけども、参画した町民に対してポイントを付与したというふうにありますけども、このポイントは画一的にといいですか、行事に参加したら何ポイントということで、何かこの事業のときは100ポイント、このときは50ポイントとかそういう区別は、差はありますか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。まず、町の事業何でもというわけではなくて、やはり町が目指すまちづくりに沿った、どの事業もそうなんですけども、これにポイント付与しようよっていうものに付与するように準備をしとります。例えば、移住関係でありますと、かなり大きなポイントっていいですか、今までは奨励金支給をしておったものをポイントに変えておりますので、5万ポイントとか、そういう数字になってくるんですけども、研修会

参加等であれば大体50ポイントとかかな、ということでもらせておられます。賛同者を増やしていったら、まちづくりにつながると。もちろん我々産業振興課でありますから、商工の振興、地域内循環を行政から、行政として後押しするというでもらせておられます。以上です。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

移住の方にはその補助金ではなくて、ほくほくカードに付与するという形を取っておられるですか。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

お答えします。71ページの中段どころに実績ということで、ごめんなさい、主要施策の成果の71ページの2行目ですね、移住奨励金があるんですけど、移住奨励金については20万円なり現金で出してるものがございますが、実は移住奨励金にプラスアルファで子育て加算っていうのを実は以前から設けております。以前はこの子育て加算については商工会の商品券でやっておりました。ただ、このほくほくカードができてからポイントのほうに変えておりますので、額としては額面額としては、先ほど清水課長も説明したとおり、1人目が5万円とか、2人目以降が2万円とかっていうことで、変えてはいないんですが、商品券からほくほくカードのポイントに、この令和3年度から変えてるということでございます。以上でございます。

○野田委員長

いいですか。

○蓑原委員

はい。

○野田委員長

町の行事でそのポイントもらえるってたしかこういったことは何ポイントとか表がありましたよね。清水課長。

○清水産業振興課長

ございます。以前ちょっと1回お示しさせてもらったこともあろうかと思っておりますけども、庁舎内でどの事業に何ポイント付与しようということでもらせておられます。

○野田委員長

そうですね。何でしたら蓑原委員、後で清水課長に頂いてください。

○蓑原委員

お願いします。

○清水産業振興課長

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。前田委員。

○前田委員

決算書の94、95ページの商工費の1目の商工振興費18節のところで、不用額が722万……。

○蓑原委員

前田委員、すみません、何ページだったか。

○野田委員長

95ページ。94、95。

○前田委員

94、95ページです、決算書。不用額を説明していただいたんですけど、就業支援の1件が対象外だったということで、町内雇用がなかったとかいろいろ条件があったと思うんですけど、ちょっとこういうのっていうのは事前にそういうことも含めた上で言って申請して予算化されるべきことだと思うんですけど、何でこんな対象外になってしまったのかということ、もう一度。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。商工振興費の補助金の722万3,499円の件でございますけども、議員仰せのように、要因としましては、創業支援補助金1件分が検討はされとったんですけども、今回実は補正で出しとるカフェの方です。調整をされていて適地の場所が整わなかったっていうことで、令和3年から令和4年に事業実施ということになったものであります。これにつきまして、307万4,000円。雇用促進奨励金の町内雇用に結びつかなかったということで説明をさせていただいたものが、390万円であります。議員のおっしゃるとおりであると思います。積算としましては、規模拡大、増設ないし新設をする際に、計画を出してもらってそれを認定した上で企業立地の固定資産税の相当額を3年間支援しますよっていうのと併せて、この規模拡大に併せて町内雇用が生まれたときには1人当たり30万円を支援しますよというものなんですけども、規模拡大の前に町内雇用必要数を計画で上げてもらって認定をしております。その額を基に、予算化をするわけでありまして、ならその額をそのまま補正をして不用額っていうのもどうかという話だと思いますので、内容を補正の前に確認できるところは確認をさせてもらって、これまで実はこういう形にさせてもらってとったんですけども、なるべくその不用額にならないような、実態に応じた上げ方っていうのは考えていきたいと思っております。以上です。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

先ほどの307万円の令和4年、繰越しなのかまた新規になっちゃうのか分かんないですけど、この21ページのとこの3件の創業支援のうちの1件ということですか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

そのとおりでございます。繰越しということも検討しましたが、やはり財源が一般財源ということで向かっておりましたので、一度整理をした上で固まったところでしたと申し上げさせていただいたのがこのたびの補正であります。以上です。

○野田委員長

よろしいですか。

○前田委員

まだ次、いいですか。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

次、主要施策の成果の54ページの農業委員会のところの、2の農地流動化のところですが、農地流動化の人数の増減が激しくて、結局これは新規でやっていくのか、やっぱり何年かするとまた判こを押して継続というか3年置きだかなんだかで継続していくのを含めてなのか、新規なのか、去年と結構人数なりの差が激しいもんですから、ちょっと説明していただけたらなと。

○野田委員長

中原局長。

○中原農業委員会事務局長

こちらなんですけれども、まず1点は、新規の方と更新の方がございます。新規の方と更新の方については金額が違っておまして、更新の方については半分の金額になっています。先ほどの令和2年度と3年度を比較して大きく差があるというところなんですけれども、令和2年度に国のコロナ対策の事業で集積して新たに事業を次にやるという方に対して事業支援がありました。その関係で、かなりの方が令和2年に新規で利用権を結ばれた関係で、今年度に結ばれる方が少なかった、令和3年に結ばれる方が少なかったために、こういった状況になっているというように考えています。以上です。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

なら、令和2年はそういう国の支援があったのでということなので、令和3年は令和2年の分があるんで令和3年は令和元年よりは少ないですけど、認定農業のね。大体30ないし40人ぐらいが毎年なんですかね。

○野田委員長

中原局長。

○中原農業委員会事務局長

平均すると大体このくらいになるかと思えます。ただし、結ばれる方の、例えば大きな生産組織が組織されたようなところがあって、そういったところが5年なり10年を経過して再度結ばれるっていう形があるとやはり上下するというような形がありますので、平均していくと一般的に、この40名程度とかっていう形になるんじゃないかなとは考えています。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

では次に、主要施策の成果の74ページの、73ページなんですけど、書いてあるのが74ページなので、一番上のお台場公園のサービスエリアの件です。成果のところにお台場公園サービスエリアの維持管理を適切に行う、利用者への安定的なサービスが確保できたということで、維持管理ですんでいいんですけど、このレストランですわね。やっぱりレストランが閉店じゃなくて中断、途中やめとられることによって、やっぱり安定的なサービスっていうのは送れてないんじゃないかなと思うんです。ここはレストランは維持管理とかそういうことに関しては予算とか関係ないよっちゅう言い方されるとまあそうなっちゃうんですけど、レストランに関してやめとったことによってなかなか成果っていうのの書き方が、たとえサービスが確保できた、安定的なサービスが確保できたのかなっていうところがあるんですけど、その辺の見解は。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

前田委員のおっしゃるとおりの部分はあるとは思っています。ここについては、言われるように維持管理という視点で書かせていただいているということはあるとは思っていますので、こういう表現になったかと思っています。レストラン部分については昨年の12月末ぐらい以降閉店になっておりますので、ちょっとここについては事業者のほうとも協議しながら、再開というか、レストラン部分の営業について今、協議をしているところです。以上です。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

今協議してるっていうところなんですけど、言える範囲で、例えばいつぐらいから再開しようと思っとるみたいな話は出とるんですか。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

いずれ、どっかで話さないといけない部分もあるんで、今の現状を御説明しておきます。実はレストラン部分については、今の事業者さん、レストランの再開、困難だというふうに聞いてます。ていうところがあって、本来であれば契約を切って新たな事業者を探すっていうことが素直なやり方なんだというふうには思ってるんですが、ただ、今の事業者さんについては、テークアウト部分については営業を続けたいという御意思がありますし、これまでずっとお台場エリアができて、サービスエリアができてからずっと営業していただいている事業者でもあります。そのテークアウト部分を町として奪ってしまうと、当然事業者として成り立たないっていうような事業者さんでもあるんで、向こうから提案があったのは、実は他の事業者さんで、何ていうんですかね、入りたいというようなことで、今の入っている事業者さんにお話があったところがあるというようなことが以前ありましたんで、ということと、あと、あそこの建物について皆さんどこまで御存じか分かんないんですけど、実は町の建物じゃなくて今の事業者が建てた建物っていうのが存在しています。ていうことになると、事業者さんに出ていってもらってということになると、そこの精算で必ず時間がかかるというふうには踏んでますので、なので、であれば言い方がいいか分かんないんですけど、又貸しというか、なるんですけども、町が認めた事業者さんに貸して、そういう条件が、町が認められるような条件で又貸しされるのであれば、そのほうが町にとってすぐに事業者が入りやすいだろうと。改めて今の事業者さんと契約を切って建物の精算をしてってということになると、恐らくかなりの時間がかかると思っておりますので、それよりも、そのときの判断ですけども、又貸しっていうものを本来認めてないんですけど、認める契約に変えさせてもらってそれをしてもらったほうがいだろうという、そのほうが今の建物、施設についてはいだろうということで、我々としては判断して、今そういった事業者さんを探してもらってるような状況でございます。ただ、私としてもこの状況をいつまでも続けていくっていうふうには思わなくて、事業者さんとはいつまでっていうような時間を切ってませんけど、でも、やはり来年の春とかには何らかの営業再開ができるようなことは、ちょっと考えてほしいなっていうふうには思っておりますので、その辺ができないということであ

ればちょっともう違う方法も考えていく、先ほどの話じゃないですけど、契約を切って、町が改めて公募するようなことも必要なのかなというふうには考えているところです。以上です。

○野田委員長
前田委員。

○前田委員
ありがとうございます。今お聞きすると、自分も分かってなかったですけど、全部建てたところに入ってもらってというふうに、自分も今まで勉強不足ですね、思ってたものですから、あれなんですけども、建てたというのはそとみを建てると、中のほうを増設したりとかってということ。

○野田委員長
松本課長。

○松本観光交流課長
ざっくり言うと、レストランのうち食事をするスペースあるじゃないですか、今のテーブルや椅子があったスペース思い出してもらって、あの辺りだとか、あと、厨房の裏側というか、南手ですね、あの辺がかなり増築してありますね。私も当然、今の立場になる前は全部町が建てたもんだと思ってましたけど、調べていくとそんなことになってるんだというようなところで、ちょっと驚いたところですけど、もちろんこれ、増築されたのは旧町時代ですので、私も分からないなというところはあるんですけど、ということが調べていく、過去を遡っていくと分かってきて、こういう状況なんだということでもありますので、ちょっとそうはいっても、そういった状況があるということを考えれば、多分北条公園のほうでもそういう話もあったんだと思っていますけど、いろんな歴史があるんだなというところで、精算していく必要があるということです。以上です。

○野田委員長
前田委員。

○前田委員
そうすると、食事を取るところは、食事というかちょっと余分にあるところが増築されたところで、今までの家賃ってというのはそのちょっと手前、手前って言葉悪い、イメージで思ってもら、あすこと、あと増築されたところの下の土地の分の家賃って取ったらいいんですか。

○野田委員長
松本課長。

○松本観光交流課長
条例に書かれている、コミュニティースペースって多分書かれているんじゃないかなって記憶してるんですけど、レストラン部分のほうは。そこについての金額っていうのは、今前田委員がおっしゃったとおりで、土地・建物が、町の部分が、平米数掛ける単価プラス増築された部分の土地代の合計額で記載されております。ただ、契約額については、プラスアルファ自動販売機等々置かれてると思うんですけど、そういったところの土地面積も僅かですけども入った額で、何ていうんですかね、家賃っていただいているというような状況です。以上です。

○野田委員長
前田委員。

○前田委員

分かりました。どういうふうがいいかは、我々ではあれなので当局とやっていただいで、やっぱりなるべく、そうやって来ていただく方に御飯食べる施設を提供できるように、最善の努力をしていただきたいと思います。

次に、主要施策の成果の72ページの、商工費の中の①の観光振興事業です。その中に、北栄町観光協会補助金、金額のこともありますが、コロナ禍でっていうことが言い訳の一つもなるかもしれないですけども、何か発信力がないなと思ったんですね。例えば、あるものを継続しとるだけとか、中部ふるさと広域連合の観光機構でやっとなのを、来たのをそのまま、そのままって言葉悪いですけど、それも努力なんですけどね、やっとなだけで、自分たちから何か観光のために、何かこういうことをみたいな発信をしとんなるのかなって思うんです。観光協会だからあるものを普通に継続しとるだけの気がして、何か発信力ないなって思って、補助金たくさん出しとって、けど迷路とかいろんなことに出しとる合計なのかもしれないですけど、やっぱりもう少し発信力あっていいんじゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

まず、この1,152万5,000円については、巨大迷路の委託料はまた別ですので、そう思っただけならと思ってますが、まず一番は、観光案内所としての機能っていうものに対する費用っていうところを思っただけで、プラスアルファ前田委員が今言われたように、情報発信をしたりだとか、観光協会としての事業をしていただくといったところの人件費だとか、事務費だとかっていうものに充てられているというふうを考えていただきたい。町として一番のものとしては、本来町がすべき観光案内所の機能を観光協会に担っていただいているというふうに思っただけでいいなというところなんです。本題の情報発信不足じゃないかっていうところに関しては、やはりなかなか、そこを見せにくいっていうところはあるような気がします。ただ、観光協会は観光協会として頑張っておられる部分もあって、やはりツイッターが主になっていきますけど、SNSとかでの発信っていうのはかなりやられてますし、フォロワーについても多分今、二、三万人ぐらいあると思うんですけど、行政というか、行政ではないにしてもこういった機関がやっているフォロワー数としては多いというふうに思ってます。また、毎年、今年もやっとなられますけど、ツイッターで農産物が当たるような情報発信もされてますし、もちろんそれは大栄西瓜だったりねばりっこであったり、そういった町内の特産品が当たるような発信もされてたりだとかはされてますので、なかなか町内の方に届きにくい部分はあるとは思いますが、外に関しての情報発信という面では頑張っておられるのかなっていうふうに思います。ただ、そうはいってもまだまだだんないって、それは観光交流課も含めてですけど、まだまだ頑張る余地はたくさんあるんだろうなというふうには思っているというところなんです。あと、観光協会については、今年春一般社団法人化もされましたし、またこれからどんどん頑張っただけでいいなというふうには思っているところでございます。以上です。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

課長の答弁のとおりで頑張っとなられるんでしょうけど、やっぱり何か見えませんがね。観光協会の事務長さんっていうんですか、局長さんといったら、ちょっと名前、ご

めんなさい、替わられて若い方になられて、何か新たなイベントなり、協会が主になって、先ほどじゃないですけど、ほかから来たのを継続だとかほかから来たのを一緒にやってるじゃなくて、そこは、単独でとか主になってこういうことをやってますよ、やりますよみたいなんですが、やっぱちょっと見えないもんですから、観光協会、補助金出しとるけど、先ほどの窓口なり、何か淡々とこなしてただけじゃないかなって見えちゃう。そういうふうに見えちゃったもんですから、ちょっと言わせていただいたというところで、努力の余地があるということでしたので、それも先ほどのレストランの精算じゃないですけど、なかなか僕もいい案はないですから、ちょっと尻たたいて、こういう言い方はいけませんけど、ちょっと頑張ってくださいということで、お願いします。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

ありがとうございます。やっぱり活動が見えにくいというようなことは伝えておきます。どう言ったらいいんですかね、どちらにしても観光事業に関しては、やはりまだまだやることたくさんあるんだろうなって思ってますし、まだまだ、何ですかね、コナンのまちづくりを始めてかなりたちますけど、なかなか一足飛びに行かない事業でありますので、そこについては観光協会、観光交流課含め引き続き努力していきますので、応援よろしくをお願いします。

○前田委員

ありがとうございます。

○野田委員長

そのほかございませんか。井川委員。

○井川副委員長

すみません、ちょっと私、主要施策の成果の56ページと72ページの関係の移住推進費についてちょっとお聞きしたいんですけども、まず、56ページの産業振興課関係の移住推進費で①番、②番、③番あって、それぞれ地域おこし協力隊があって、こういうこと、都会のほうからこちらに来ていただいて、今、移住をしていただいと。任期が終わったときには、今度は移住から定住のほうになっていただきたいていうところで、例えば農業関係につきましてはそれを勉強していただいて、それでこちらのほうに移住していただく。そのときに①番のいわゆる有害鳥獣駆除、例えば任期中この駆除を通してそれぞれの地域の活性化を図ったと。例えばその任期が終わったときに、この有害鳥獣駆除だけで定住したときに生活がしていけるんだろうかなというようなことを、ちょっと一つ心配をいたします。

それから、72ページについても、名探偵コナンのまちづくり地域おこし協力隊ということで、観光なり地域活性の大体ミッションは、その任期が終わったときに、じゃあその人が、果たしてそういう町の活性化だけで今後定住できるのか。せっかく来てもらってその人をどういうふうな格好で定住に持っていくのかってことについて、どういうふうな考えを持っておられるのかということをお聞きしたいです。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

ありがとうございます。地域おこし協力隊の考え方については、今井川委員が言われたように、やってきていただいて定住していただくということが、言われるように僕

も一番いいと思ってます。ただ、地域おこし協力隊っていうところでいくとそれだけではなくって、実は地域おこし協力隊の在り方としては、その地域おこし協力隊の知見であったりその活動っていうものを通して、町の足りなかったところが活性化されたりだとか、そういう活動をしてまた帰っていかれるっていう活動の在り方っていうのも、地域おこし協力隊の一つのスキームだと考えてはいます。ただ、北栄町としては、狙っているのはやはり井川委員が言われるようにで、来ていただいて活動していただいて、その活動の中から定住につながっていくってことが一番の狙いだというふうには考えているところです。これが大まかな地域おこし協力隊だと思ってもらって僕はいいと思います。定住につながっていくっていうものももちろんありますし、地域課題解決していただいて、その後もしかしたら元の地域に帰っていかれる。例えば、地域おこし協力隊っていうのは大学を休学されたような方でもなることはできます。要するに、人生の一つの自分の経験の中として。来てもらう町としては、そこの課題解決の一つの、何ていうんです、プレーヤーとして、足りないプレーヤーとして来てもらうっていうところの、お互いの利益っていうものが一致した形で来てもらうっていうこともあると思ってますので、やはり来る方が全て定住かって言われるとなかなかっていうところもありますし、活動する中でやはり考え方が変わっていくってことはあると思ってます。

個別の話になっていけば、地域づくり地域おこし協力隊の話でいけば、やはりこの活動の中でなかなか手に職を持って地域に定住していくってことについては、なかなか難しい活動だとは思ってます。ただ、我々としても、先ほどお話しさせていただいたように、その協力隊が持っている知見を活用して、今の地域づくり地域おこし協力隊、名探偵コナンによるまちづくりっていうのを活性化させていきたいという思いがありますので、そういったところで採用させていただいてるところです。ただ、やはり町としては定住っていうものを念頭に置いていますので、採用するに当たっては、将来的な展望というのは一応お聞きはしてます。そういった中で、こういうやり方で定住を、今は夢見てるんだって言い方が正しいのかあれですけど、希望してますっていうような内容で、それなら可能性はあるねっていう方を採用はさせていただきますけど、ただ、活動の中であったり家庭の事情とかありますので、そういった中で3年後に帰ってしまわれる方っていうのはどうしても出てきてしまうのは、私はその方々の人生については尊重したいと思ってますので、それは致し方ないのかなというふうには思っているところです。以上です。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

分かりました。私もまだ移住推進費ということで、ちゃんとそういう方は、移住されてそういう目的があって来られて、ずっと定住につながるもんだなというふうな、私そういう認識でおりましたんで、そうして例えば大学を休学して来て、また帰っていかれる方もあったということなんですけども、やはりこうしてだんだんと北栄町、人口も減ってきておるといこともございますんで、できるだけ移住してきた方、例えばそういうコナンのまちづくりの活性化の、いい考えを持っている方に来ていただいて、それでどんどんと町が発展していけばいいなというふうに思いますんで、やはりそういう方がおられましたらできるだけ定住していただいて、町の活性化のために頑張ってください、そのためにもそういう方の、就職っていうのは変な言い方ですけども、定住できるような環境づくりっていうものもちょっと考えてやっていただければなというふうに思いま

すので、農業のまち、また観光のまちということで頑張っていたいただければなと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

ありがとうございます。産業振興課にしましても観光交流課にしましても、こういうやり方で定住していきたいんだっていう希望の方については、町としてできるだけフォローアップはしていったらいいと思いますので、引き続きやっていきたいと思っています。また、この地域おこし協力隊一番のゴールっていうのは、井川議員が言われるように、やっぱり定住につながっていけば一番だなと私も思っておりますが、まだ、ただ、そうはいいっても、地域おこし協力隊っていう制度で北栄町に転入してこられるというか、3年間住まれるきっかけの一つをつくってるといふふうに思っていますし、それっていうのはすごく大きなことだと思っていますし、それによって、仮に転出されることになったとしても、やはり北栄町ということをもっと外に出てPRしていただくような関係性でありたいと思っていますし、何かあればまた北栄町に、観光なのか、何かのお手伝いなのか分かりませんが来ていただいて、また一緒に何か活動ができるような関係性っていうのは、協力隊とはつくっていきたくて思っていますので、引き続きまた応援してやってください。よろしく願いいたします。以上です。

○野田委員長

よろしいですか。

○井川副委員長

はい。

○野田委員長

清水課長はいいですか。清水課長。

○清水産業振興課長

産業振興課のほうには、井川委員のおっしゃられた上種・両高尾地区の地域おこし協力隊のほかにも、イチゴの地域おこし協力隊、それからブドウの産地活性化の協力隊合わせて現在10名活動してもらっております。北栄町の課題でありますイチゴの産地化、それから有害鳥獣対策、それからブドウの後継者っていうことにつながるように、地域おこし協力隊に活動していただいております。先ほど松本課長がその定住の視点で答えたんですけども、やっぱり外から来てもらって、北栄町を選んで来てもらったっていうきっかけの縁ですので、なるべくその者の夢を本町で実現していただきたいなということで、先ほど松本課長からありましたように、できる支援はもちろんさせていただくということでもありますし、やっぱり3年間って長いようで短くて、その中で町はもちろん支援しますが、実際に来られた方もその活動の中、それから活動外で自分で学ぶことっていうのを導いていくことも必要かなと、こちらのほうから、日頃から。ふだん言っていますのが、金ためよと。就農するにしても事業を起こすにしても初期費用が必ずかかるんで、金ためよという話。それから、地域おこし協力隊の目的であります地域の活性化という部分もありますし、自分の将来のネットワークのために、地域に積極的に関わってネットワークつくれよと。それは地域にとっても自分にとってもプラスになるよという話。それから、地域おこし協力隊っていうのは週30時間の活動時間になりますので、一般的な働いとる人が37.5時間ですから若干週でも時間がありますので、そのときに時間を使って、きょうきょう周りを見渡せよと。自分は何をすべきか、自分には何が

合つとるかということとは伝えていっとるはずでありますし、やっぱりそのきっかけになるような面談や何かもするですけども、勉強の場っていうのもちょっと提供、こちらのほうでできる勉強の場は提供していきたいなというふうには思っておりますし、それが、せっかくの北栄町に来てもらった縁で、北栄町の中で夢を実現していただくということに少しでもつながればというふうなことで考えておるところです。以上です。

○野田委員長

井川委員、よろしいですか。井川委員。

○井川副委員長

ありがとうございます。本当で先ほど松本課長、清水課長から御意見をいただきましたし、やっぱりそういう農業をするにしても、やはり産業振興課なり、また今日おられます農業委員会の局長さんにもよると、農地の関係でも多分地域おこし協力隊はお世話になると思いますけども、今日お越しの3課長、局長さん、その地域おこし協力隊が、移住から本当に定住になるような環境づくりっていうものをしっかりとさせていただければ、本当にありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○野田委員長

そのほかございませんか。

津川委員。

○津川委員

主要施策の成果65ページの環境保全型農業直接支払対策事業で68万円と計上してあって、これはカバークロープ（レンゲ草）など環境保全型農業に取り組む農家等に対して交付金10アール当たり6,000円を交付するという事業で、原西部営農組合ということで、水田にカバークロープ（レンゲ草）をまいて大きにして打ち込むっていうことだと思うんですが、それに農薬の50%削減って書いてあるけど、これは農薬なのかな。肥料じゃないかな。農薬の削減にはつながらんように思うんだけど。間違っていないか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。一度確認をさせていただきます。津川委員さんが言われたのは、今農薬と書いてありますけども、肥料の間違いじゃないかということでよろしかったでしょうか。確認させていただきます。

○津川委員

以上です。

○野田委員長

よろしいですか。そのほかございませんか。河本委員。

○河本委員

主要施策の成果69ページ、創業支援のところをちょっと聞きたいんですけど、リサイクルショップとか設備工事ってのがありますけども、最近だといわゆるオンラインで創業するってすごいスモールスタートな個人事業主とかもいると思うんですけど、そういうくくりっていうか、も、個人事業主であればこの補助金の対象にはなりますか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。この創業支援事業というのは、目的はやはり北栄町内の創業する意欲

のある方、また、町外の方でも北栄町で創業する意欲のある方を支援をして、北栄町の商工振興をしていこうということであります。お伺いの、なら、創業しようと思ったらインターネットやなんかでもできるのという話でありますけども、形態としては可能であります、もちろん誰でも彼でもというわけではなくて、経営支援機関の商工会、町の商工会と一緒に実際に創業に当たっての持続可能な事業ができるかどうかの計画というのを詰めていきます。それで実際に、例えば3年後にやっぱり立ち行かんわとか、5年後に立ち行かんわっていうものであると、支援機関のほうもやはりプロの目を見て、創業っていうのはできないんじゃないのっていうような指導もしながら、こういうふうにしたらできるんじゃないのかということ、一緒になって創業の計画を策定していきます。事業の継続性というのがある一定、これならいけるというものであったときに初めて認定の新規創業者として認定されるです。そこからが創業支援の対象となるということで、何でもかんでもではなくって、ちゃんと商工振興、自分の事業が継続ができるというのが対象になります。また、なお、一番冒頭言わせてもらったんですけども、町の商工振興につながるもので、特に特建てして、由良宿まちづくり活性化事業という創業支援メニューもあります。それは地域を定めて、由良宿地内の決まった地内だけ、要は観光のまち北栄町を盛り上げるための支援メニューでありますけど、こちらにつきましては、業種が観光地として必要な飲食、物販、サービス業、サービス業も幅広いんですけども、というような職種を限っておりますので、御承知ください。以上です。

○野田委員長
河本委員。

○河本委員
そうすると、例えばちょっとイメージしたのは、もう本当にオンラインでのショップだとかフリーランスのエンジニアとか、もう1人でできちゃうと思うんですけども、そういうのもある程度取引先があって、その事業計画っていうのがもう説明できるような状態じゃないと、なかなか審査には通りづらいって考えとけばいいですかね。

○野田委員長
清水課長。

○清水産業振興課長
今おっしゃられるのは一つの大事な要素だと思いますので、事業継続の、そのところも判断の基準だと思いますし、オンラインショップの経営だけで町の商工振興、目に見える商工振興につながるかということもあるんで、実はその69ページのリサイクルショップ（大島）って書いてあるんですけども、支援をさせていただいたところは、最初ECショップだけ、インターネットショップのみっていうことで話を伺ってたんですけども、やはりちょっとそこは、創業支援事業の性質上ECもオーケーですけども、実店舗を持って地域の方も買える形になるだったら支援しますよということで、導かせてもらいました。ということがありますんで、その辺も、支援に当たっては無理のない範囲でアドバイスというか、こちらからもお願いをさせてもらって、町の商工振興、にぎわい創出っていうことにはさせてもらってます。以上です。

○野田委員長
河本委員。

○河本委員
分かりました。オンラインのみじゃなくて、町に絡むとよろしいっていうあれですね。イメージは分かりました。ありがとうございます。

○野田委員長

そのほかございませんか。蓑原委員。

○蓑原委員

同じく69ページの④です。地域に事業者、なかなか大きい店舗もできていないところなんですけど、ここ、事業所の新增設に伴うっていうことで新規8件とありますけども、新しく事業所ができたものか、その増設だけなのか、そこをちょっと教えていただきたいし、新規8件の名称も教えていただけるものであれば教えていただきたい。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。新設、増設を対象にした事業ではありますけども、このたびの件数上がるとるものにつきましては、全て現在おられる事業者さんの増設に伴うものであります。新規8件、継続11件と書いとりますけども、例えば製造業の会社が、3年間の支援でするので、3年間の2年目、3年目であれば継続というカウント、新規っていうのは1年目のカウントをさせてもらとります。事業者名教えてもらえますかということですけども、事業者名、基本的には表に出してないところで、例えば、言える範囲でいえば製造業があったり運送業があったり、もう大きな業種のくくりで言わせてください。あとは、縫製・工場系って言ったらだんだん頭の中で分かるとるかもしれないんですけど、あとは自動車運転系の学校系とかということであります。以上です。

○野田委員長

よろしいですか。

○蓑原委員

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。

そうしますと、補正予算、条例について、ございませんか。前田委員。

○前田委員

補正の20ページの商工振興費の一番下、土地・建物購入費のところの、バーベキュー棟が367万円ということで、残りもう一つが、買い取ってだか何だかって言われたんですが、そこにしても、そこが230万円、225万円か、225万円ぐらいってことでいいんでしょうかね。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

御質問の項目につきましては、一つは北エリアのオートキャンプ場、北エリアの魅力創出のための全天候型のバーベキュー棟の下地の土地購入費と、北エリアの、今、補償交渉が条件について合意したということで全協でお話しさせていただいた部分で、解体をせずに北エリアで町が買い取ってテナントとして活用する、ジェラート店の建物が228万円ということであります。以上です。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

そのジェラート店は土地と建物も買い取って、町が所有するのに結局賃貸料をずっと

もらっていくっていう考え方ですか。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

そのとおりであります。現状の話をしますと、今のジェラート店の建物は現事業者さんの建物であります。その下地の土地は町の土地。町の土地の上に建つとということ、それを、建物のほうを買い取って、土地・建物ともに町のものということでテナントとして貸し出すというものであります。あくまでも現ジェラート店の事業者さんがあそここの場所で営業を継続したいってということがありますし、一つの北条オートキャンプ場の魅力の1つ、あそこを目当てに行かれる方もありますんで、そこは町としても魅力がたっぷりつかんどきたいというところでの動きであります。以上です。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

次に、21ページの観光費のほうの16節の土地購入費。オートキャンプ場の中に個人所有の土地とかがあっていうところで説明を受けました。ちょっと全てよう書かなかつたもんですから、もう一度ちょっと説明をしていただきたいと思います。中身。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

観光費の土地購入につきましては、全員協議会の資料のほうで土地位置に関しては御説明させていただいたと思うんですが、キャンプ場内には国の土地、町の土地、県の土地、あと、こういう個別、個人の方の土地、あと一部ちょっと地縁団体さんの土地もあるんですけど、今回その全てに、町有地以外は賃貸契約を結んで借りている状況でございます。今回の土地購入については、個人所有の土地について購入をしていきたいということを考えているということです。結局は、新しく道の駅北条公園の再整備今行きますし、それに伴って、大栄キャンプ場もなくなったこともありますし、北条オートキャンプ場について、今後も町として続けていくということになるであろうというふうに担当課としては思っていますので、そういうことであれば、安定的な運営を目指すのであれば、個人所有の土地についてはできる限り購入していったほうがいいのかというふうには考えているということです。結局は土地なんで、相続関係がどんどん広がっている土地もあります。なので、あんまりそうなると賃貸契約についてもなかなか難しくなっていく可能性が十分ありますんで、なので、できる限り今回整理していきたいなど。ちょっと一部できないところも出てくるのかもしれないですけど、できる限り今のうちに整理できるところはしていってきたいというところの思いです。以上です。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

分かりました。今回の予算で、言われるようにオートキャンプ場内の個人用地は一応全て買い取る予定と、この予算で。まだ残っちゃうのか。

○野田委員長

松本課長。

○松本観光交流課長

全て買い取る予定で交渉はさせていただきます。

○前田委員

分かりました。

○野田委員長

そのほかございませんか。

ないようですので、そうしますと、全体を通してとその他合わせてございませんか。

井川委員。

○井川副委員長

すみません、ちょっと一つお伺いします。先日の台風11号につきまして、北栄町であった農業被害、どの程度あったか教えていただければと思いますけども。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えします。現時点での把握ということですが、北栄町内での、まず農産物の被害につきましては、一言で言えばあまりなかったです。ただ、あった部分をちょっとJAさんの報告、それから、我々産業振興課のほうで見て回った内容でありますけども、現時点で。梨も落ちてはいるけども、あまり数が落ちてない。新聞では、よくほかの町は梨がたくさん落ちたっていう話があったんですけども、あまり落ちてない。それから、一番被害があったのが、白ネギが金額的には現時点で13万円の被害。それから、ナガイモの、何ていうんですかね、棚というか、組んであるのが倒れみたいなのが見られたということがあつとります。施設のほうの被害につきましては、被覆の破れが数件出とるという程度で、骨材までの被害が出とるものは今のところないというふうなことで聞いとります。この要因につきましては、やはり台風の進み方が遅かったこともあって、ある程度台風に対する準備、備えをする時間があったというような声も聞いとります。今申し上げたような状況ですので、今回ちょっと被害が全くないというわけではないですけども、被害が少なかったことにちょっと安心しとるんですけども、実は来週、また新しい台風が来るじゃないかなと思って、南方に1つ、それから、熱帯低気圧の台風の子どもが1つ、計2つありますんで、その状況は、また見ていながら対応したいというふうに思とります。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

ありがとうございました。報道なんか見えていますと梨の落下も多かったんで、ちょうど今二十世紀はまだ最中ですし遅い梨もあるし、それからまた今、ブドウなんかはシャインマスカット、ちょうど収穫のシーズンだということで大変心配しとったんですけども、そんな大きな被害はなかったということで安堵しとりますけども、本当によかったと、取りあえずはということですね。また来週ぐらいから、また台風があるけども、なるべく被害のないことを願うばかりです。以上です。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

台風の季節でありますので、状況をちょっと注視しながらできる対応をしていきたいと思えます。なお、うち、あまり被害がなかったということをおっしゃっていただきましたけ

ど、近くであればJA中央管内とかは、やっぱり梨の被害が1,000万円超えて出てますんで、しっかり備えを行う、備えを行うことを周知するとか、そういうことはしていきたいというふうに思っております。以上です。

○野田委員長

そのほかございませんか。

ないようですので、産業振興課、観光交流課、農業委員会については終わりたいと思います。

しばらく休憩します。11時から再開します。

(10:44) 【清水産業振興課長、松本観光交流課長、中原農業委員会事務局長 退室】

(10:44~10:58) 【休憩】

(10:58) 【手嶋地域整備課長、杉本環境エネルギー課長、小澤福祉課長、吉岡健康推進課長 入室】

○野田委員長

休憩前に引き続き再開します。

答弁保留がありましたので、小澤課長。

○小澤福祉課長

そうしますと、答弁保留の分を回答させていただきます。

最初に、主要施策26ページの民生委員の協議会の補助金の分の活動内容の分ですけど、主な活動としまして毎月の定例会をしているほか、それから、特に230万円程度出しているんですけど、この主な支出の内容としましては、活動費です。町から1回協議会のほうに活動費を補助金で出して、その中から各委員に払われてるということで、この活動費が約200万円程度も含まれております。そのほかの費用としましては、各種研修会への参加の旅費ですとかそういったものを支出しておるものでありまして、主な内容は、補助金の中身としては活動費が占めているものであります。

それから、井川委員から御質問いただいた民生委員さんの報酬の引上げとか検討の件ですけど、ちょっと調べまして、民生委員につきましては民生委員法第10条で、民生委員には給与を支給しないものと規定されているということで、無報酬で活動をしてもらっている。ただし、民生委員や児童委員の活動に必要な交通費、通信費等の実費は支給ということで、この民生児童委員の委嘱については、町が推薦してそれを県が審査してまた県が国に上げて、国の厚生労働大臣が委嘱する形になりますので、国のほうが本来そういう費用を払うべきものになります。さっき言ったように、報酬については無報酬ですんですけど、その活動費については、交付税措置で県のほうに財源を渡して県のほうが各委員に払う、それが去年でいいますと約6万円程度が払われている。町がさらに、去年ですと4万4,000円払ってるんですけど、それが、要は各市町によってそこは払ってない自治体もありますし、払ってるところもあるということで、北栄町は余分にはないですけど、活動や通信費の実費という部分で4万4,000円を払っているものであります。先ほど言われたように民生委員がなかなか決まらないので、上げることを検討してはという御意見いただきましたので、一応近隣の、ちょっと市町の状況をまた調べさせて、今後検討はさせてもらえればと思っております。

続いて、社会福祉協議会の補助金のことになりますけど、マイクロバスにつきましては2台社協のほうに保有しております。補助金で出している費用の部分としましては、

車検の費用、それから燃料費、それから損害保険料、このものに対して補助金を出しております。

それから、配食サービスの部分のやり方のところですけど、実質曜日としましては、火曜日から金曜日の週4日間に配付をしていると。コロナになりましたんで、弁当屋さんから500円の弁当を買ってそれを配付をしていると。実利用者につきましては、大体24人から29人、令和3年度はあったようです。弁当の配付につきましては、社協の職員ですとかパートさんのほうで払われてるということで、この辺の人件費等に対して補助金を出しているところでございます。人件費ですね、はい、そうですね。

それから、続いて、次々言っちゃっていいですかね。老人クラブの補助金について10人以下はというところの御質問でしたけど、補助金としましては、やはりある程度の活動団体を組織していただきたいということで10人以上からの設定にしております。実質今、20のクラブがあるんですけど、一番少ない老人クラブで20人の老人クラブになっております。20人以下の老人クラブは今のところない状態です。社協のほうに聞きましたけど、一応何人以上じゃないと老人クラブは駄目だということは規定はないようです。ただ、北栄町の補助金としては、やはりある程度の団体の人数は活動してほしいということで、10人からの人数の区分けで補助金を出しているところでございます。以上で終わります。

○野田委員長

吉岡課長。

○吉岡健康推進課長

ふしめ歯科検診の受診率についてです。ちょっと私、答弁でええかげんなこと言って申し訳ありませんでした。20代、30代、40代、50代、60代、70代ということで答弁させていただきます。20代が4.5%、30代が6.9%、40代が9.5%、50代が11.5%、60代が9.7%、70代が7.3%になっております。ちょっと若い方のほうが多いんじゃないかという、ちょっと私が報告を見とってそういうふうになんかちょっと感じたもので、申し訳ありませんでした。以上で終わります。

○野田委員長

よろしいでしょうか。蓑原委員。

○蓑原委員

民生委員の活動費のことについて、国からの費用かなと思ってたんですけども、国からのものとは別に、プラスでこの町からの活動補助が出ているということでしょうか。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

国から出ているのは一旦交付税措置で県のほうに財源が行って、県から6万円程度払われてると。それとは別に町としては4万4,000円の活動費を、この協議会への1回補助金で払って、その協議会の中で各委員に払われてるという形、支給しているという形になってますので、国の費用とは別でと考えていただければと思います。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

先ほど井川委員のほうからありましたけども、そういう部分であればその町からの部分を、ちょっと手厚く検討していただければいいかなと思ったもので、検討していた

だければと思います。

○野田委員長

小澤課長。

○小澤福祉課長

近隣なり周辺の市町村の状況を調べて、北栄町がどうするかっていうのを考えていきたいと思います。ちなみに、北栄町は一応8月15日には各自治会から推薦出してもらいまして、無事8月19日に町の推薦会をして一応定員45人の推薦が決まって、今、県のほうに上げている段階でございます。

○野田委員長

よろしいでしょうか。

○蓑原委員

はい。

(11:06) 【小澤福祉課長、吉岡健康推進課長 退室】

(3) 地域整備課・環境エネルギー課

○野田委員長

そうしますと、地域整備課、環境エネルギー課の、初めに決算について質問のある方。前田委員。

○前田委員

決算書の18、19ページの、多分これは地域整備課だと思うので聞くんですけど、13款1項1目の総務使用料の法定外公共物は、いいですね。

○手嶋地域整備課長

はい。

○前田委員

法定外公共物の不納欠損の理由を、ちょっと教えていただきたいんですが。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

これにつきましては、ちょうど私が担当だった頃ですから十数年前だと思いますけれども、議会の議決を経て法定外公共物の使用料、いわゆるこれ、大栄温泉さんの法定外道路を、こう管がはっているんですけども、その使用料が未払いのまま倒産されてしまったということがございました。その取立訴訟を行うのに議会の議決を経て取立訴訟を行って、そのときはまずは債務名義を取得をして、その後に、債務名義の後に取立訴訟っていうのを起こすことになっているんですが、債務名義の訴訟まではこちらに債務があるということで裁判所に認定いただいて、じゃあ、いよいよ取立債権を裁判所に取り立てていただきましょうということになってたんですが、実際取り立てる財産がなかったもんで、この10年間、いけば塩漬けの状態になってました。いわゆる債務名義を取得してから取立訴訟ができる時効といいますか、時限的なものが、10年っていう、次の訴訟を起こすのが10年までということが取決めがあるもんですから、その10年目がちょうどやってきた。もう取り立てる財産がないということを経理所自体が証明したものですから、そういう意味ではこれ以上取り立てることが町としてはできないということで、不納欠損に至ったというもので、5年間分の使用料がそのときに裁判所のほうにお

願っていたものですから、その分を落とさせていただくという形になったものでございます。

○野田委員長
前田委員。

○前田委員
分かりました。なら、大栄温泉分、もう今後はないか、まだまだあるか。

○野田委員長
手嶋課長。

○手嶋地域整備課長
お答えいたします。これについては、あの当時取立訴訟を起こさせていただいた5年間分というのが、まずしとりますけども、その後も管が埋まった状態で不法占用をされたままになっています。ただし、取立てができませんですから、今後からのところの動きになれば、年度年度ごとにかけるんだけれども落とす、かけるんだけれども落とす、もしくはそうなることがあらかじめ分かっているので、もうかけないという状況にするのか、そこのところについては、今後ちょっと町長とも協議をさせていただきながら、決定させていただきたいというふうに思っております。

○野田委員長
前田委員。

○前田委員
あそこは土地の所有者が今、どうなってるんですか。その方じゃないですよ、もう。

○野田委員長
手嶋課長。

○手嶋地域整備課長
この土地の所有者は、いわゆる赤線の部分に占有をしているという、要するに法定外の公共のところになって、赤線っていうのはいわゆる国から町のほうに所有権が移管してますから、町の持ち物ということで使用料かけてきたわけですけども、あそこは依然町のもんで、管そのもの自体は占有しているっていう状態になってます。管そのものがその会社の持ち物ということだったですけども、管にそんなに値段はありませんし、当時我々が調査したときには、泉源っていわれる、要するに温泉の元ですね、これもとっくの昔にほかの業者さんにも借金があったものですから、そこで取立てをされてしまって、もう泉源も別のところに売られてしまっていました。ということで、もう本来財産がほとんどない状態で今、なってますから、その財産がない、それから、法人自体が不存在のものにそのまま賦課し続けるかどうかというところだとか、それから、占有されて物は残ってるんですが、じゃあそれどうするのかと。地元の方ともちょっと相談させていただいてるんですが、あそこの赤線を使って農地に行かれたりため池の管理をされてらっしゃるので、あそこのその管のところ洗われて、雨が降ったときに洗掘されたりとかしてちょっと危なくなるし狭くなるんだと。取り除いてほしいというような要望も実はあるものですから、その辺も含めて、ちょっと全体的な話を町の中でもう一度決定をして、進めていきたいというふうに考えております。

○野田委員長
前田委員。

○前田委員
今のお話を聞けば、町が最終的には撤去せないけん、町の土地だしっていうところで

今後は話合いをして。ちょっと僕のほうももう忘れとったというか説明聞かんと思い出せんかった感じで、今、説明していただいたんで思い出しましたんで。

○手嶋地域整備課長

そうですか、大変申し訳ありません。

○前田委員

次は、主要施策の成果の49ページお願いします。49ページの2段目の創エネ設備等設置費補助金、これ木質バイオマスが1件計上されとるんですけども、今までもずっと木質バイオマス、なかなか個人なりなんなりで高価なもんですけえなかなかなかったんですけど、今回の1件は、どういうものなんですか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

薪ストーブです。

○前田委員

あ、薪ストーブも木質バイオマスか。

○杉本環境エネルギー課長

条件さえクリアしていただくものであれば薪ストーブも対象になります。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

ほんなら、何か薪ストーブってはやりで、結構今までもいろんな家に薪ストーブ入ったりしとると思うんですけど、令和元年も令和2年もゼロで、条件ってやっぱり、ちっちゃいのじゃなくて大きさとかが条件なんですね。結構入れとられますよね、いろんな家が。薪ストーブじゃないと思ってた。

○野田委員長

薪ストーブ結構入っとる。

○前田委員

ですよ。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

薪ストーブ等の要件としましては、二次燃焼構造等を減少させる構造であることということが条件になってます。二次燃焼構造と排煙を減少させる、要は外に出る煙が減少されるというところで、一つ一定の基準をクリアしてないと駄目だということで、単純に薪を燃やして煙をどんどん出すようなものは木質バイオマスではないという。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

分かりました。多分今まで、こっだけ薪ストーブあるのに補助申請なかったっちゃうのは、多分そういうのは高価なんでしょうね。だけえ出てなかったんじゃないかなと思いますけど、分かりました。

次に、52ページお願いします。上から3段目の向山団地用途廃止費です。向山団地、これは金額ではないんですけども、用途廃止して解体して、今後どうされるのかってい

うところですか。あの状態ですとほっとかれるのか、宅地の募集をかけるのか、どういう用途を考えておられるのかということ。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

町としましては、一旦普通財産にしまして、用地としてどう使うかということで検討をしてるといのが今の状況です。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

えらいのんびりしたもんです。大体もう解体が決まったところからはね、次の用途に何に使うかぐらいの検討を進めたらんと、僕もうそういうのは検討しとんなるもんだと思ってましたけど、まだ全然、こぼしただけで何もしてない。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

すみません。ごめんなさい。普通財産になると企画財政課が。

○前田委員

ああ、そう。

○杉本環境エネルギー課長

なので、ちょっと確認をしないといけなくなるので、すみません、私が言えるのは、普通財産に移したまでしか、ごめんなさい。そんなところで分かってないという、すみません。確認したほうがいい、よろしいですか。

○野田委員長

前田委員。

○前田委員

ただいまの決算だと、ここにしか出てこないの、議会の場で聞きようがないじゃないですか。もしも、いいよってことでしたら、今どういうふうな状況なのかっていうのをちょっと聞いて教えていただけたらと思います。いけんでということだったら、僕が直接聞きにいきますけど。皆さんもちょっと知っていただくのも一つかなと思いますので、お願いします。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

じゃ、ちょっと確認をさせてください。

○前田委員

以上です。

○野田委員長

そのほかございませんか。井川委員。

○井川副委員長

主要施策の成果48ページ、環境衛生費の3番で、猫の避妊・去勢手術費の補助金事業ということで、成果として飼い主のいない猫の繁殖抑制と、生活環境の保全という説明のときに飼い主のいない猫に対する手術費等の一部助成を行ったというふうに聞いたん

ですけども。飼い主のいない猫の一部助成を行って、残りの費用は誰が払うんですか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

申請をされた方が払われる場合もありますし、地域のボランティア団体がありまして、そういうところの方々が補って出される場合もあります。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

じゃ、その人が誰か分からんけども、自分のポケットマネーで費用を払われるということですか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

動物病院によるので、あまり細かくは言えない部分もありますが、補助金で足りる手術をされる動物病院もありますし、それ以上手出しが必要な、要は町の補助金で賄えない金額の手術費用を求められる病院もあります。なので、もし超えた場合は恐らく手出しをされているということになります。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

分かりました。善良な方がおられて。そこまでしか私はよう言いませんけど。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、本当に慈善事業といいますか、地域のために猫を本当に何とか、そういう飼い主のいない猫を何とかしなくちゃいけないという視点でやられる方、それからやっぱりちょっと迷惑してるので何とかしなくちゃいけないとか、いろんな思いでそれぞれ活動があるんですが、趣旨を御理解いただいてちゃんと手術を、そういう地域の方とかボランティアの方々にされてるところは本当に、もし手出しの部分があればそれを出されてるという方はおられますので、本当に感謝すべきところだなと思います。それと、やはりそういう方々はなるべく費用が補助金で収まるようなところをお願いに行かれる方っていうのもやっぱり多いという状況もあります。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

そういう動物病院の先生おられたらそういうことも、こういうところがいいですよといったことも、アドバイスしてあげればいいかなと思います。では、ちょっと次に行かせていただきます。

主要施策の成果51ページ、塵芥処理費の8番の不法投棄対策事業ということで、不法投棄防止のために、パトロールや看板設置を行ったということで、今の不法投棄の状況、これは令和3年度の決算ですので、令和3年度の不法投棄の状況っていうのを、どうだったかというのを、教えていただけませんか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

数字としては、押さえてません。不法投棄で例えば町に回収をしてほしいとか相談で何とかしたいということであれば、件数としてカウントはしていきますが、基本的に不法投棄に対する対応は土地の所有者ということになりますので、土地の所有者さんが自分で処理をされる場合もありますし、町に相談をかけてこられる場合があればその場合、町に2分の1出す補助金がありますので、不法投棄の処理をしましょう。あるいは、ちょっと最近目立ってきたんで、看板を立てたいんだがって言われたら、ここに書いてありますが、看板を出すとかそういうことで対応してますので、不法投棄の状況が件数としてきちんと把握してるというわけではない状況があります。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

では、そういうパトロールっていうのはされるんですけど、されたときにそういう状況ってのはありますでしょうか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

不法投棄の巡視員は県が委嘱されて中部圏内を回られております。そういう中で報告がある場合、県中部全体でどこに何があったということの報告は受けております。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

そうしますと、北栄町、令和3年度においては、そういう報告はどうだったでしょうか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

今まであったものの継続の報告はありましたが、新たにというのはたしかなかったと思ってます。確認したほうがよろしいでしょうか。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

別にこれは結構ですけども、不法投棄、よく以前もあったんですけどもいわゆる耕作放棄地に投げてあるとか、特に山のほうに行くといろんなもんが投げてあるところありますんで、そのときに先ほども言われましたけども、その所有者が始末するとか相談があればそういう助成はありますと言われましたけども、県の委嘱されたっていうことでもありますけども、やはり町としてもある程度はパトロールされて、なかなか県で中部管内でされてもある程度特定の場所になってしまいます。やはり、町は町としてのそういう状況というのを見て回られるということもされるのがいいんじゃないかなと私は思いますけども。それに対してはどうでしょうか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

おっしゃられるとおりでと思うんですが、ただやっぱりマンパワーの限界もありますので、ある程度、出たときとか状況の確認、こういうところがあるよということがあれば、ちゃんと確認に行きどう対応するかということをして土地の所有者に確認したり、警察と相談したりいろいろさせていただきますが、未然に防ぐためとか、あるところを発見するために動くというのは、人道的に非常に厳しい部分もありますので、地域の自治会さんや先ほど巡視員兼警察の方々いろいろな方々との情報共有、連絡の中でできることをしていきたいというのが精いっぱいなところですよ。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

分かりました。現状は分かりますけども、どうしても不法投棄ということになるとなかなかそこからだんだん、やられとるとまたそこに同じものを投げられるとかいって、だんだんと景観とかもまた悪くなってきますんで十分それは注意してやっていただきたいというふうに思います。

ただ、最後にもう一点だけお聞きします。今度は78ページ、道路維持管理費の関係の2番の道路メンテナンス事業ということで橋梁の点検、定期点検等されとって、昨年度は39の法定点検行ったというふうにあったんですけども、そのうち別に2件の修繕工事と、この39の法定点検というのは、いわゆる町内の橋を何ぼかブロックっていうか、何ぼか分けて随時されておるのでしょかっていうことを、まず最初に。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

北栄町内には218橋あります、町道橋ですね。そのうち法定って言われているのはいわゆる5年に1回は法定の点検を行って、傷みがないかとかいうものを点検する作業としております。それとは別個に長寿命化とって橋っていうのも社会資本整備で造ってきたものですから、じゃあ、耐用年数が来たからそこでばったり壊れてすぐ新しいものを造るのかっていうよりは、少しでも修繕をしながらちょっとずつ、ちょっとずつ延命化を図って橋梁を直していくっていう、両方で修繕っていうのを行って、町のいわゆる橋って落ちたら一気に危険ですから、やっぱりそういう点検を定期的にやっているっていうのがこの内容で、5年の法定点検にあったものが39ありましたので、委託をしてコンサルさんのほうに見ていただいて点検をしていると。日常的には我々町道の点検のときに何か異常がないかかっていうことで、日常的にも点検はしとりますけれども、これは改めて橋だけを点検させていただいたものっていうことになっております。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

分かりました。ちなみに、先ほどお話しされた39の橋、これについて修繕が必要だというような橋はありましたでしょうか。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

軽微な補修とか、軽微な修繕っていうものはあったりしています。なので、そういったときには、翌年であったりとか、すぐに必要であればこの予算の中でやりくりをして修繕をすぐ取りかかるとかいったような形で、内容としております。基本的には長寿命化で、いわゆる例えばここにあるように2橋分だとか修繕のタイミングが来てますよ、この修繕のタイミングで直すことで延命化が図られますよっていうものは別途当初予算ぐらいから組んでますけれども、改めてこういう点検の中で出てきたものっていうのは、そのときの重要度であったりとか、今すぐしなきゃいけないっていう内容に応じてその修繕の仕方だったり予算の組み方ってものを組ませていただいております。

○野田委員長

井川委員。

○井川副委員長

ちなみに、ちょっとまたダブルかもしれませんが、この39の法定点検されてこれで修繕が必要だということで令和4年度の予算に組み込まれたっていうのは、ありますでしょうか。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

ちょっとそこのところは調べさせてください。すみません。その点検の結果なのかどうなのかということは、ちょっと調べさせてください。すみません。

○井川副委員長

はい、いいです。

○野田委員長

そのほかございませんか。津川委員。

○津川委員

80ページの土木費の下水道費で、一番上です。①下水道特別会計繰出金事業で7億9,600万円、令和2年度が8億9,600万円と約1億円減っています。

続いて、下水道事業会計の132ページ、成果なんですけど、下水道施設の事故もなく、適切な維持管理等に努めることができた。公共用水域の水質保全の確保及び云々って書いてあるんですけど、この1億円という急激な繰出金が減った要因というのは、簡単に言うと大体どういうことなんでしょうか。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

ちょっと記憶をもう一度正させてください。正確なことをお伝えしたいので、ちょっともう一度調べてお答えさせてください。私の今の時点での記憶では、令和2年度に1億円を先食いしていただいているので、その分だけが減っているというふうに、記憶です。なので、ちょっとそこのところをもう1回明確に確認をさせていただいて答弁させてください。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

ちょっと別の話します。130ページで。水道事業会計の括弧して収益的支出って書いてありますけど、一番上の水道事業会計の表の。131ページには水道事業会計の資本的

支出って書いてありますけど、ほかも全部こういう書き方してあるんだけど、支出だけではなしに、130、131ページには収益的あるいは資本的な収入も支出も両方書いてあって、でも支出しか表題になってないんですけど、この表記で正しいの。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

まず、公営企業会計については2つのこういう収益的収入、支出、それから資本的支出と収入っていうのがあります。ちょっと参考になるかですけれども、下水道の133の下のほうの表みたいのを見ていただくとよく分かるのかなと思っているんですが、まず、風車にしてもこういう下水道にしても公営企業会計につきましては、収益的支出って言われるいわゆる1事業年度、例えば令和3年度であれば、4月1日から3月31日までの企業の経営活動に伴って発生する全ての収益をまず上げることになっています。それがいわゆる収益的収支っていう形で出てまいります。

一方で、資本的支出っていうので、またさらに収入が上がってきたりとかしとるのは何なんだったということになるんですが、これについては、建物や施設の建設を行った支出の効果が、翌年度の次年度以降にも及ぶものや企業債の元金償還金などの費用ということで、その他の財源となるものを収入として表すようになっていきます。中身を見ていただくと、この下水道の表でもそうなんですけど、まずは1年、単年度で入ってくる全ての金額っていうことになるので、使用料です。水道で言えば水道料金ですね。使った料金というのが入ってまいります。

一方で、これが繰出金。先ほど津川委員からもおっしゃられたように、繰出金の額がこれですよというのがあります。そのほかには、長期前受金といったものがありますけど、これは実際の現金を伴うものではなく、帳簿上のものなので、これは置いておきます。

一方で、支出っていうんですけど、その年度で、単年度で払うものの中には、維持管理費、この場合は汚水を処理するためですけども、水道の場合は水道を配るのに必要とされた費用。それから支払い利息といったものをまず払います。そうすると、当然収入のほうが入ってきたよりも支出のほうが少ないので、余ってきます。余ったものを持って行くので。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

私が聞きたいのは、表題の下水道事業会計（収益的支出）ってあるんだけど、黒くなってるどころ、表題の。一番上ですよ。ほかの事業会計みんなそうなんだけど、収益的収支っていうふうに表記するほうが、このページの説明になっているんじゃないかなと思って……。

○手嶋地域整備課長

ああ、そういう意味ですか。すみません、申し訳ないです。間違えました。

○津川委員

聞くんですけど、これはこれで、間違いじゃないってことですかっていう質問。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

予算の表し方になりますけれども、一段書きで予算をどう表すのかってなってくると。

○杉本環境エネルギー課長

何とも答えようがない。

○手嶋地域整備課長

ですね。ちょっと確認させてください。すみません。表してる数字自体は間違いではないんですけども、表記として収入もあるのに支出だけってのは、ちょっとどうなのかっていうことだと思うんですけど。財政的な規模としては、支出したものが規模になるんだろうということで、多分こういう表記になってるんだと思います。確認をさせていただいて、もう一度お答えさせていただきます。

一般会計の決算なんか基本的には使ったほうの、いわゆる支出を載せてる関係ではないのかなとも思いますし、おっしゃられたとおり。確認をさせてください。

○野田委員長

そのほかございませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

主要施策の成果のほうの50ページ、④の再生資源収集のところなんですけど、廃食用油の回収のところなんですけど、これ使用目的は何でしたっけ。これを回収して何に使われるっていうことでしたでしょうか。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

リサイクル、何ていうんですかね。ちょっと確認しますがBDFとかもう一度、油にして使うということが基本になってるものです。

○野田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

業務委託をされてるんですけど、この回収に伴う委託費と実際に回収してリサイクルするってところの、何か価値観っていいですか、そこはどうかかなって思うんですけども。油にして、それをどっかの業者に売るっていうか、どういうふうになってるんですか。

○野田委員長

蓑原委員。決算の関係でどこに委託して、それを何に使うかというような質問は、個人的にまた担当課に聞いてもらったほうがいいと思います。

○蓑原委員

指示に従いますが、その何ていうかな。

○野田委員長

杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

一番大切にしていることは、ごみの減量化をまずきちんとしなくちゃいけない。ごみを捨てるにしても処理はしていかななくちゃいけないということにつながりますので、第一義にごみの減量化、そして減量する上で処理費、費用対効果っていうのは予算のときに事業としてどうかということでお聞きいただければとは思いますが、実際やってる内容としての大事にしてるところは、ごめんなさい、繰り返しになっちゃって申し訳ないで

すけど、減量化をまず第一に考えてリサイクルできるものはしていかななくちゃいけない。それを費用は高く売られることにもなるかもしれませんが、活用していただくということを資源を循環させるというサーキュラーエコノミーとかっていう言葉も今あるんですが、そういう考え方を大事にしないと、ごみによって環境が、社会が持続可能じゃなくなるというような、そういう大きな視点でやってる部分もありますので、御理解いただければと思います。

○野田委員長

そのほかございませんか。

ないようですので、そうしますと……。

局長。

○大庭局長

先ほど前田委員のほうから向山団地の跡地、解体した後の土地の利用のことについて、企画財政課のほうに確認をしましたら、まだ検討中でその方法については決定してないということの回答でした。

○前田委員

分かりました。

○野田委員長

そうしますと、地域整備課、環境エネルギー課の補正、条例について何かございましたら。ございませんか。

ないようですので、そうしますと……。

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

下水道使用料の改定の件ですけども、いろいろと説明を受けましたけど、質問の仕方が分からん。要は全員協議会の資料の2ページ目の、今回の改定の肝っていうか中心は平均改定率9.0%を改定するんで、基本料金のみ改定ということと、令和5年4月1日以降に賦課する料金から改定するということがメインですよ。要は、こういうことですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）ちゃんと皆さん、そういうことで理解しとんなるんですよ。問題ないですね。きちんと説明できとると思っとられる。もうちょっとよかったら。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

おっしゃられるように肝の部分は津川委員おっしゃられたように平均改定率9%で、じゃあ、いつからするのかっていうことを検討してる部分では令和5年4月1日からということになります。このところで、正確にものをお伝えさせていただくと、2月に検針もしくは3月にも検針する場合がありますけれども、その検針した分からは次の4月の1日に反映いたしますので、その反映分からということになります。なので、4月1日としておりますけれども、実際には2月の使用分であったり、3月の使用分であったりっていうものが4月に反映いたしますので、そちらのほうからの金額改定のを適用させていただきたいということを出させていただいてる内容でございます。

あと、分かりにくいのは、平均改定率9%っていう、9%上げたんじゃないのっていうふうなところとちょっと、お考え違いがよくあるところなんですけど、全体の使用料、全

体に必要とされる料金から、いわゆる有収水量と言われる使用量として取れるお金として、使用料として換算したものの。いわゆるそれは全体ですから、超過分って言われる分とそれから基本料金っていうもんも合わせて全体で9%になるもの。でも上げる部分は、いわゆる基本料金だけですよという考え方でありまして、そここのところの注意は平均改定率っていうのが、丸々9%上げたのではなくって、全体でなるめて9%なんだけれども、そのなるめ分を基本料金だけで上げるという内容でございます。これについては既に審議会の答申の中にも記載させていただきましたが、大口の使用者っていうのは、使用者の中で数%、約2%程度しかいらっしやらないんですけれども、そうした人たちを含んで超過料金を上げてしまうと、いわゆるパーセントはなるほどなるまっていいいのかもしれないけれども、僅かのパーセント上げただけでも、例えば大口のところは300万円と。一月の支払いが300万円に増えてしまったとかいうことになります。加えて全員協議会の8ページっていいいますか、一番最後のページでも分かりますとおり、超過料金部分っていうのは県内でも一番高いところにあります。ほぼ2番目かになるようなところにあります。ただし、基本料金はこれまでやっぱり低所得層ですとか高齢者層への配慮っていうのもあって、これまでの改定の中では負担増にならんようになっていうことが、抑えられていたために基本料金の部分というのは14位とか県内でも低いところがありました。その全体のバランスを見たときに、要するに圧倒的に人数の多い低所得者層であったり、高齢者層や普通世帯っていうところにも料金の負荷をかけさせていただかないと、たくさん企業のところばかりに、使うところだけに超過料金でお金を取っていき出すと、やっぱりバランスが悪かって、負担のバランスが悪かっていうところから、今回基本料金のみを改定をさせていただきたいという内容となったものでございます。ですので、平均改定率という話をさせていただいたときには、その料金だけを改定したのではなくって、全体の使ってる量に合わせた配分として9%っていう数字が出てますので、平均改定率という言い方になりますので、御注意いただけたらと思っております。あとについては、ちょっと細かい数字の動きになりますし、長くなりますので、この間の説明会でさせていただいたとおりでございますので、そちらの内容から踏まえていただければと思っております。

○津川委員

結構です。

○野田委員長

皆さん、理解しておられると思いますので。養原委員。

○養原委員

すみません。下水道使用料の改定のこと、私も今こういう社会情勢の中で値上げっていいいますか、料金が高くなるっていうことについて、やっぱり大変なことだとは思ってるんですけども、さっきおっしゃった低所得者とか非課税世帯っていいいますか、そういうところに配慮っていうことは、今回の改定は、そういう対象には考えておられなかった……。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

この内容、私で判断できる話ではないですし、お答えできないですが、配慮されてるかされてないかっていうことを言うと、配慮はされていません。そもそものが、今回御提案させていただいた中身っていうのは、生産原価っていうか、いわゆる原価を要は料金

で賄えていない。いわゆる原価割れを起こしてますよと、これまでもずっと。その原価割れを解消したいんですと。ですので、資料でいけば、5ページの資料なんかを見ていただくと分かるんですが、令和3年度の実績を見ていただいても分かるんですが、いわゆる汚水処理原価っていうのが、令和3年度の赤枠の実績でいくと248円かかっているんですと。それに対して……。 （「それはどこに書いてある」と呼ぶ者あり）5ページのこの資料の赤枠っていうか、皆さんには赤枠にはなっていないのか。すみません。

○野田委員長

令和3年度実績。

○手嶋地域整備課長

令和3年度の実績です。今回の決算から導いた数字を見ていただいても分かるんですが、令和3年度の実績でもう既に汚水を処理するための費用っていうのは、248円。要するに有収水量って言われるもので割り算してますけれども、で、いくと原価っていうのは248円かかっていますよと、皆さんで。ところが、じゃ皆さんから頂く使用料では、どれぐらい賄えてますかって見たときには203円なんですよと。その203円との差額部分っていうのは、ずうっと昔からあって、これを解消しなさいというのが国の指導であったりとか、本来の公営企業会計になったんだから使用量は使用料で賄いましょう、使った人で支払いするのが当たり前ですよってなってます。その部分っていうのを一遍に変えようと、とんでもない金額になってしまうんで、段階的に上げていきたいと思います。その部分っていうのをずうっと平成25年、二十何年からずっと話をさせていただいて、積み上げた話の中でこの今回、じゃ改定をどうしましょうかという話を上げさせていただいています。いわゆる普通の会社であれば、まあ赤字ですよ。体力がない会社であれば倒産してしまいますよね。そういう状態を倒産しないで行っているのは、一般会計からの多額の金額を入れているから成り立っています。その成り立っているのが、いわゆる今この時代とおっしゃられたんですが、本来税金で払われて何に使われるかはいろいろな用途ありますけれども、それを汚水を処理するためにお金を入れてくださってる格好になっているんですね。その金額があまりにも大きいので、一般会計で例えば本来教育に使いたいとか、道路の維持に使いたいとか、何かに使いたいと考えて議員の皆さんが御提案しても、その部分が弾力性がないので全て下水の処理のためにお金が流れてしまっている。その部分、本来もらうべき人からもらうのはどうですかっていうための御提案だというふうに考えていただけたらと思います。なので、そもそもが、原価割れ。ただし、今の事情っていうのは、非常に厳しいことも我々も理解しています。ただし、この維持管理費も今固定的に金額がここずうっとなってますけれども、今後、油代やいろんなものが値上げしてくれば、当然この維持費もどンドンどンドン跳ね上がっていきます。だから、正直、ぎりぎりの運営を、経営をさせていただいているんですね。経営努力だけでは追いつかない原価割れの部分をどうやって解消していきましょかという中で使用料はいかがでしょうかという御提案が、今回の提案というふうに御理解いただけたらと思います。

○野田委員長

よろしいでしょうか。

○蓑原委員

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。ないでしょうか。その他でも何でもいいですけど。杉本課長。

○杉本環境エネルギー課長

すみません。補足させてください。先ほど蓑原委員からありました50ページの④の再生資源収集委託の廃食用油の件につきまして、ちょっとリサイクルするという事で油にするとかってということも言ったんですけど、ほとんどのものを家畜の飼料として再利用、リサイクルしてるということで補足させてください。以上です。

○野田委員長

そのほかございませんか。

○手嶋地域整備課長

ちょっと、先ほど津川委員から御質問があった1億円、今年その分減っているところの理由を正確に分かりましたので答えさせてください。よろしいでしょうか。

○野田委員長

手嶋課長。

○手嶋地域整備課長

この分は、令和元年度に公営企業会計に移行してるんですけども、その公営企業会計に当初のときに運転資金が不足してまして、スタート時にその分1億円多く繰り出しをしていただいています。その繰り出し分が多く出てる分だけは、今回1億円減らさせてくれということで、この令和3年度のところで調整をさせてくれということになったので、繰出金自体がその分1億円減っているという格好です。

○野田委員長

津川委員、よろしいですか。

○津川委員

はい。

○野田委員長

そのほかございませんか。

ないようですので、以上で地域整備課、環境エネルギー課に対しての質問を終わりたいと思います。

○手嶋地域整備課長

ちょっとまだ、さっきのなぜあそこの表だけかっていうのをちょっと確認させてください。ちょっと下へ行って確認してきます。

(11:51) 【手嶋地域整備課長、杉本環境エネルギー課長 退室】

(11:52) 【清水産業振興課長 入室】

○野田委員長

先ほどの答弁保留を清水課長がされるということです。清水課長。

○清水産業振興課長

先ほど答弁保留がありました件を回答させていただきたいと思います。まず、ブロックリーの生産面積について、主要施策の成果の56ページになります。5款1項5目の農業振興費のブロックリーの面積について御質問のありました成果、栽培面積の拡大につながったことについて、具体的にどれだけ広がったかということでもありますけども、3軒の農家の方を支援いたしました。3軒の農家さんを支援させていただいて、3軒で合わせて約450アールの規模拡大につながっております。JA鳥取中央さんとしましても、ブロックリーの産地化ということ管内で掲げておられる中で、全体の話をしなすと令和

2年、187ヘクタールのブロッコリーの栽培ということになっておりますけども、最終的な5年計画で令和7年には520ヘクタールを目指されるという中での取組にもなっております。ブロッコリーについては以上です。一つ一つ行きますか。全て答える、話をしますか。まだほかにもあるんですけど、どちらがいいですか。ブロッコリーの話はここで。はい。以上です。

○前田委員

ブロッコリーだけするか、答弁漏れ全部やっちゃうか、どっちにしましょうって。ブロッコリーだけなら、ブロッコリーだけだし。井川さん、追加があれば、質問。

○野田委員長

よろしいですか。井川委員。

○井川副委員長

分かりました。今後こういう、そういう数字で表せる場合については、成果のところ
で数字で表していただければと思いますので、お願いいたします。以上です。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

承知いたしました。

○野田委員長

よろしいですか。じゃあ、続けて。清水課長。

○清水産業振興課長

もう1件、答弁保留のありました主要施策成果の65ページになります。5款1項14目、
環境保全型農業直接支援対策費の件でございます。説明文の中に、津川委員から農薬の
50パーセント低減という表現は、肥料じゃないかという話だったと思いますけども、取
組の、端的に言いますと肥料と農薬両方の話でございます。事業パンフのほうには、化
学肥料・化学合成農薬を使用しない取組として50パーセント低減ということであり
ます。ニュアンスでありましたとおり、メインのほうは、農薬もあるですけども、肥料という
部分もありながらの表記となっております。以上です。

○野田委員長

津川委員、よろしいですか。津川委員。

○津川委員

そうであれば、ちょっと誤解を招く表現は訂正されたほうが、今後、いいと思います。
以上です。

○野田委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

誤解のないような表現に今後改めていきたいと思っております。

○野田委員長

よろしく申し上げます。

○清水産業振興課長

以上ですかね。

○野田委員長

以上ですね。

続けて、やっちゃいましょう。

(11:56) 【清水産業振興課長 退室】

4. 協議事項

(1) 閉会中の継続調査申出(所管事務)について

○野田委員長

そうしますと、4番の協議事項に入りたいと思います。

(1)閉会中の継続調査申出(所管事務)、これは今までどおりで、するでよろしいでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

する場合、調査内容、民生経済常任委員会の所管する事項ということでお願いします。

(2) 閉会中の継続調査申出(特定事件)について

○野田委員長

(2)閉会中の継続調査申出(特定事件)、これはよろしいですか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

4ページから5ページに記載してありますので、よろしくお願いします。

(3) 出前座談会の委員会報告について

○野田委員長

それから次に、(3)出前座談会の委員会報告についてということで、この例を6ページ、7ページに記載しております。こういった形で各委員さん、今年の6月議会、9月議会の定例会のほか、各委員会とかそういったことでの出していただいて、皆さん多分ダブってくると思いますので、そのダブったのを総務の委員長さんと私とで突き合わせして決定していきたいと思いますので、これ期限がいつ。(「説明します」と呼ぶ者あり)

ちょっと事務局のほうから。

○大庭局長

出前座談会で使用する委員会報告については、今までも各委員さんがそれぞれまとめてつくられて、それを委員長がまとめられると、それぞれの委員長がまとめられるという作業をしてきておられたようです。ですので、今回も各委員さんが6月議会、それから9月定例会、それから臨時会も含めて資料を作っていただいて、ひとまず9月の26日月曜日までに野田委員長のほうへ各委員さんから提出をお願いいたします。それから委員長がそれをまとめられて、10月3日の月曜日に事務局に提出いただくようにしております。それで総務教育のほうは委員長がまとめられたのをまた各委員で見たいという話があったので、事務局から送るようにはしてるんですけども、民経のほうは、そこから視察のほうに出てしまわれるので、一応委員長がまとめられたのをそのまま10月13日に行政報告会の後の全協で確認してもらおうようにしていますので、委員長のそのまま出させてもらおうかなと思ってますけど、よろしいですかね。

○野田委員長

はい。

○大庭局長

では、その予定でお願いします。

○野田委員長

お願いします。

○大庭局長

それから出前座談会、この前の全協で話した以降に駅前も話がありまして、全部で6自治会になりました。今、割当てをしているところで、1人2回は出ていただく形になります。また、割当ての表ができましたらお知らせしますので、変更等は各自で行ってやってください。よろしくお願いいたします。以上です。

○野田委員長

そうしますと、この報告書を26日までに私のほうにお願いしたいと思います。

○蓑原委員

すみません。報告書の上げ方、また後で教えていただけないでしょうか。どういうふうに……。

○大庭局長

6ページ、7ページの参考を見ていただいて同じような形で……。

○野田委員長

ひな形またメールでも……。そしたらそのまま打ち込めますので。

○大庭局長

様式はメールで各委員のほうに送りますので、それを作っていただいて野田委員長のほうに送るという形でお願いします。

○野田委員長

内容は、民生経済の関係する事業に対してどういう具合に金がついて、どういう具合に実行されたかという報告になりますので、その報告書を作ってもらおうということです。（「ちょっとすみません」と呼ぶ者あり）

○野田委員長

津川委員。

○津川委員

常任報告の一番、いわゆる令和4年6月と9月定例会ほかってなってますけど、主な議案と審議結果について予算ってあるけど、6月、9月になっちゃうと補正予算の分しかないですね。3月議会の当初予算の分も載せていかんといけんじゃないかなと思うんですけど。

○野田委員長

以前は、例えば去年は……。 （発言する者あり）3月も入れたほうがいいのかも……。よろしいですか。参考というところが、6月、9月となっておりますけども、3月も入れましょう。

○大庭局長

3月も入れる。

○野田委員長

3月、6月、9月、そのほか臨時議会、委員会ということで。よろしくお願いいたします。

（4）令和4年度委員会視察について

○野田委員長

続きまして、(4)番の令和4年度委員会視察についてということで、別紙に準備しております。

福嶋さんのほうからちょっと。

○福嶋主幹

では、別冊にしています6ページ分の資料に沿って御説明します。1ページ目は、視察の内容や時期などを入れとりますので、御確認いただきたいと思います。おおむね委員会で話し合った内容とコースで固めていますので、このとおりで行きたいと思います。参加者は委員7名と、それから随員職員として環境エネルギー課の杉本課長と議会事務局からは福嶋が参加させていただきますので、よろしく願います。

あと、現地のほう、北海道のほうに着きましたら空港からの移動は借り上げ車両運転手が1名つきまして、バスで移動となります。北海道、広いですので移動時間などとても長いと思いますが、マイクロバスで移動することになります。よろしく願います。

2ページ目には、寄せていただいた質問項目を書き出しています。頂いたのを書き出しているだけなので、ここからこういうのが出てるんですけど、委員長とちょっと相談しまして、もう少し絞って重複しているものもありますので、そこは精査して視察先のほうにあらかじめお知らせしておこうと思います。また、時間などもありますので、当日どのような話になるか、当日また思いついた質問も出てくるかと思いますが、そこはまた現地で変更点が出てくるかもしれませんが、このような予定をしておりますので、よろしく願います。

3ページ目は、旅行会社のほうにつくってもらったプランで、これがおおよその行程となります。初日は朝が5時20分に北栄町出発ということで、とても早いですし、最終日は北栄町に到着が11時を超えるような感じですので、丸3日間ハードになると思いますけども、よろしく願います。ここから米子空港まで車で移動となります。バスが出ていませんので、自車を3台ぐらい準備させてもらいたいなと思っていて、会を閉じましてからちょっと配車の件とか御相談したいことがありますので、少し残っていたらと思いますので、願います。

それから、4ページ目、5ページ目は、視察が終わりましたらこのような報告を出していただくこととなります。これは皆さん一人一人にまず書いていただいて、それから委員長がまたまとめますけども、それをホームページに掲載となります。また、このテンプレートもメールで送らせていただきたいと思いますので、視察が5日から7日ですので、10月の28日ぐらいを締切りにと、今は予定で打っておりますけども、それぐらいの予定があるということをご心得てください。私から、ひとまずここまでで説明を終わりますけども、皆さんのほうで何かありましたら。

○野田委員長

以上のことについて、質問がある方。前田委員。

○前田委員

視察の中身よりバスってね、大きさが前に視察したときに11人のに10人乗っていったときに、11人のに10人乗るんで荷物が載らないと。それで今回も運転手さん含めて10人になると11人乗りのだとあれなんで、マイクロバスって書いてあるので、ちょっと大きいやつなのかな、ちっちゃいのはちょっと荷物の関係でちょっと移動も長いですし、きついかなって思うんですが。

○福嶋主幹

バスは普通の席が17席あって、補助席が6席の23席あるものが準備してあります。

○前田委員

ああ、ならいいです。いいです。

○福嶋主幹

冷蔵庫があって、トランクスペースもあるので、恐らく大丈夫かな。9人で行くので、倍ぐらいの席があると思ったら。

○前田委員

前のときはえらい目こいたけん。

○野田委員長

17席で9人。

○福嶋主幹

補助席入れて23席設けれるマイクロバスが。

○野田委員長

誰かが2人は一緒に座らないけんってこと。

○福嶋主幹

バスのこれが入り口ですね。ここは1人ずつですけど、1人ずつが4人と5、6、7、8、9人、大丈夫かな。大丈夫だ。ああ、いい感じです。

○前田委員

大丈夫ですか。ありがとうございます。

○野田委員長

前はマイクロバスっていうよりもワゴン車だったけえ。

○福嶋主幹

ああ、そうかそうか。

○野田委員長

でもよかった、あれ広かった。

○前田委員

あれ本当だったら僕もあれに乗る予定だったです。もっとぎゅうぎゅう。(笑声)

○野田委員長

でもあれ、荷物席が結構あったしね。

そのほか何か聞いておきたいということがありましたら。ないですか。(なし)

(5) その他

○野田委員長

それでは、5番のその他、事務局のほう。局長。

○大庭局長

すみません。先ほどの津川委員のほうから公営企業会計のこの資料の作り方ですね。括弧の話があったですけど、特に深い理由ってのが実はなくて、今聞きましたら。前に公営企業会計が水道事業だったときにこういった表記で作っていたのが、ずっと残っていたっていう程度のことです。次からはここの括弧内は取りますということでした。以上です。

○野田委員長

よろしいでしょうか。分かりやすくなると思います。津川委員。

○津川委員

括弧内を取るとはどういう意味ですか。

○野田委員長

局長。

○大庭局長

水道事業会計っていう会計名だけになるということです。

○津川委員

でも、収益的収支と資本的収支は表を分けんと意味が分からんけえね。資本的支出、収益的支出っていうところがあるのを収益的収支っていうふうに直したほうがええですよって私は思うんです。だって、表の中身が収入と支出と両方入ってるんで、支出だけになってるんで、ちょっと違和感があって言ってるだけであって、下水道事業会計も水道事業会計も収益的収支と資本的収支と二本立てになってるんで、別にはせないけんのはせないけんですわ。括弧取っちゃうと分からんようになっちゃうですわ。

○野田委員長

局長。

○大庭局長

あとはもう資料の作り方の話になると思いますので、また来年度、企画のほうには伝えておきます。

○津川委員

分かりました。

○野田委員長

何か皆さんのほうからございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

5. その他

○野田委員長

そうしますと、大きいその他。ないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）

6. 閉会（12：10）

○野田委員長

以上をもちまして民生経済常任委員会を終了したいと思います。